

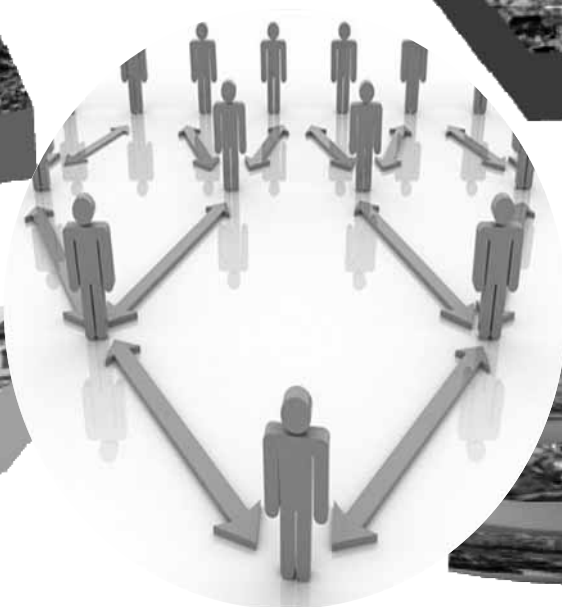
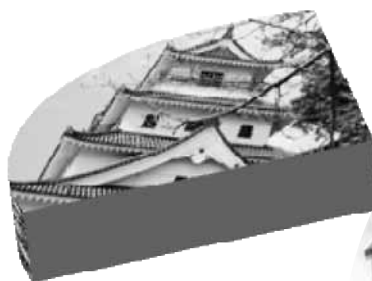


佐賀大学・佐賀地域経済研究会

平成 21～22 年度地域課題調査報告書（第 2 号）

# 合併後の新市における 都市機能の整備と機能分担について

一定住自立圏構想「唐津モデル」推進のために



経済学部教授 長 安六・文化教育学部教授 田中 豊治

佐賀地域経済研究会

## はじめに

平成21年6月12日、唐津市より「平成21年度佐賀地域経済研究会 地域課題調査」として、「合併後の新市における都市機能の整備と機能分担について～定住自立圏構想「唐津モデル」推進のために～」という申請書が提出された。その応募理由は、唐津市は、現在、合併後の新市ビジョンとして「響創のまちづくり」を基本理念に据え、「定住自立圏構想」の推進によりよりコンパクトなシティづくりに取り組んでいる、その実現のための具体的な都市機能集約モデルと生活機能集約モデルについて委託調査研究してもらいたいという要望であった。さらにこの「研究で明らかにして欲しい項目(研究の柱)」として、3つ、①「合併後の持続可能なまちづくり」、②「地域の特性を活かした地域づくり活動」、③「地域資源を活かした魅力ある地域環境の形成」が挙げられていた。

本研究会はこの申請を受けて、長安六センター長と田中委員が担当することになった。同年9月30日、第1回会合を開催し、われわれと唐津市総合政策部企画政策課担当者との間で、全体の目的・目標、計画内容、スケジュールなどについて話し合った。1年目は、現状分析、問題点の明確化、原因解明、改善提案などに取り組み、2年目は、この提案を受けて、新市を担う市民意識の涵養や地域リーダーの人材育成としての市民研修と職員研修に繋げるというプランニングであった。

とくに職員研修は、「市民協働を推進していくために、市職員として必要とされる能力開発や自己啓発」が、また市民研修は、「これからの地域の在り方のひとつである“地域コミュニティ”への編成、あるいは構築する際に求められる地域リーダーの育成」が、強力にかつ切実に求められているという共通認識であった。この基本方針に沿って、22年9月22日に「中間報告」にまとめ発表し、翌23年3月の報告書の作成・提出、同年5月の最終報告発表というロードマップが確認された。このうち既に「市民協働のまちづくり」に向けた「市民協働のセミナー・ワークショップ」については、22年1月18日～3月27日に実施され(計6回)、27日のシンポジウム(「いきいきからつの未来に向けて～からつ大学交流センター2010～」)で成果発表されている。

これまでの調査研究を通じて感じることは、現代自治体や地域社会をめぐる諸状況は、唐津市に限らず、ほぼ全国共通な困難な課題に直面しているという実感である。それは、例えば、①「定住自立圏構想」や「コンパクトシティ」など“あるべき将来像”(唐津モデルづくり)についてはいくらでもうまく描出することはできる、がしかし、②その具体的でより実施可能な手法についてはなかなか難しい、その上さらに③選択と決断と実行に取り組んでいくのはもっと難しい、という現実問題である。しかしこれらの問題については、誰かが“小さな勇気と大胆な行動”をもって真摯に先駆的に取り組

んでいかねば、現状は一步も切り拓かれていかないのではないかということである。その誰か（変革主体）の出現を大いに期待するものである、と同時にその誰かとは、“他者への期待”ではなく、むしろ読者であるあなた自身にお願いしたいということである。もちろん住民力も市民力も地域力も大切であるが、首長力としての市長自身があるいは職員力としての職員自身が、“やるかやらないか”（できるかできないかは二の次）だけが問われているのだ。

「市民協働のワークショップ」に参加した市民と職員は、夜間、自分の時間を捻出して三々五々参集し、それぞれの知識や知恵や経験や思いを持って、本当に真剣に真面目に取り組んでくれた。「防災」、「子育て」、「高齢者」について、それぞれの立場から問題点と原因分析とその問題解決への政策を議論し検討し、ささやかではあるが、それを「市民の皆さんによる市民協働のイメージ図」（44頁掲載）にまとめあげ、27日のシンポジウムで発表した。発表は約100人を超える参加者を前にして緊張の連続であったろうが、とにもかくにも発表後の達成感と満足感は本当に素晴らしいものがあった。

さらにここで大切な問題は、せっかくこうしてまとめた「市民提案」を行政側が政策レベルに吸い上げていくルートとルールとシステム（仕掛けづくり）が出来ていないことである。新しいアイデアやモデルは、どこか別の世界にあるのではなく、「今ここ（唐津）にあるのだ」、「彼らのアイデアをこそ活かしてもらいたい」と強く念願するものである。

なお、本報告書は、Ⅰ唐津編（田中担当）とⅡ嬉野編（長担当）の合併号である。嬉野編を参考資料として付加した理由は、「市民協働のまちづくり」というキーワードはどちらにも共通した課題であり、相互にぜひ参照してもらいたいという主旨からである。

平成23年3月10日

田中豊治

# 目 次

## はじめに

### I 唐津編 ..... 田中豊治 ..... 1

#### (1) 講演

1) 「市民参加のまちづくり」 長 安六

2) 「合併後の新市における都市機能の整備と機能分担について

— 一定住自立圏構想「唐津モデル」推進のために— 田中豊治

#### (2) 市民協働セミナー・ワークショップ

#### (3) 「市民協働」に関する資料

### II 嬉野編 ..... 長 安六 ..... 73

#### はじめに

(1) 地域コミュニティ審議会による「地域コミュニティ基本方針」づくり

(2) 地域コミュニティ推進協議会による「推進計画」づくりと「モデル地区」の選定

(3) モデル地区における「地域コミュニティ運営協議会設立準備会」の設置





## I 唐津編

### (1) 講演

1) 「市民参加のまちづくり」 .....長 安六

2) 「合併後の新市における都市機能の整備と機能分担について

一定住自立圏構想「唐津モデル」推進のために」

.....田中 豊治

## 市民参加のまちづくり

佐賀大学経済学部教授  
長 安 六

### 第1章

#### 地域経済社会を取り巻く環境

##### ① 産業化社会の進展：

グローバル化、経済効率至上主義、管理型社会、画一化・マニュアル化社会、  
開発という名の破壊、金で済ませる社会、格差社会、  
中心市街地の空洞化、少子・高齢化＋人口減少化社会の到来、  
農山村の過疎化、・荒廃する山林、耕作放棄、  
犯罪の低年齢化、モラルの低下

##### ② ローカリゼーション

「ダーツの旅」「田舎へ行こう」「ダッシュ村」、「定年帰農」、「農村に癒しに行く」  
循環型社会、フロー型社会からストック型社会へ、  
「着土の時代」「経済を社会の中に埋め込む」

##### ③ シューマツハー「スモール・イズ・ビューティフル」

##### ④ グローカリゼーション

## 第2章

### ローカリゼーションの核としてのコミュニティ

- ① コミュニティとは
- ② エコシステムと三つの経済システム
- ③ 経済社会の資本主義化とオルタナティブ
- ④ コミュニティと地域連携

## 第3章

### 市町村合併と地域コミュニティ

- ① 行政の効率化・スリム化と地域分権・地域自治
- ② 校区を単位にした地域コミュニティづくり
  - ・九州の先進地:宗像市
  - ・佐賀県での取り組み:嬉野市
- ③ 地域の自然環境の保全、歴史・文化の継承発展、福祉、教育
- ④ 新しい手法:地域通貨、コミュニティビジネス、NPO、ボランティア

## 第4章

### 地域循環型経済社会の構築

- (1) 農業・農村の再生
  - ① 農村コミュニティの再生
  - ② 地域農業の再構
    - ・生活志向型農
    - ・交流型農業
    - ・市場対応型農業の再構築
  - ③ 農村景観の保全
- (2) 伝統産業と地方都市の再生
- (3) 農村と都市の連携・交流の促進

## 第5章

### 高齢者の出番、時代の申し子「団塊の世代」

- ① 農業に定年は無い、暮らしの経済に定年はない。
- ② 高齢者大学は転換教育の場、地域学

## 第6章

産業振興の為の「産官学協働」から  
地域の豊かさづくりの為の「産官学民協働」へ



コミュニ  
ティ

って何だ?

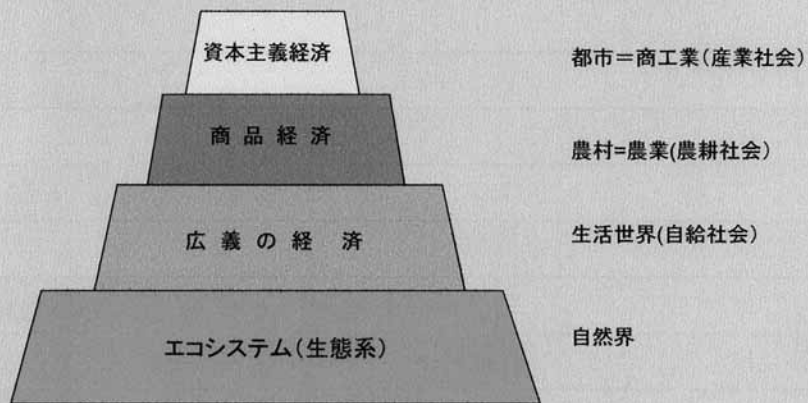
・ community (地域)社会, 部落; 生活共同体

・ 語源: com+munus

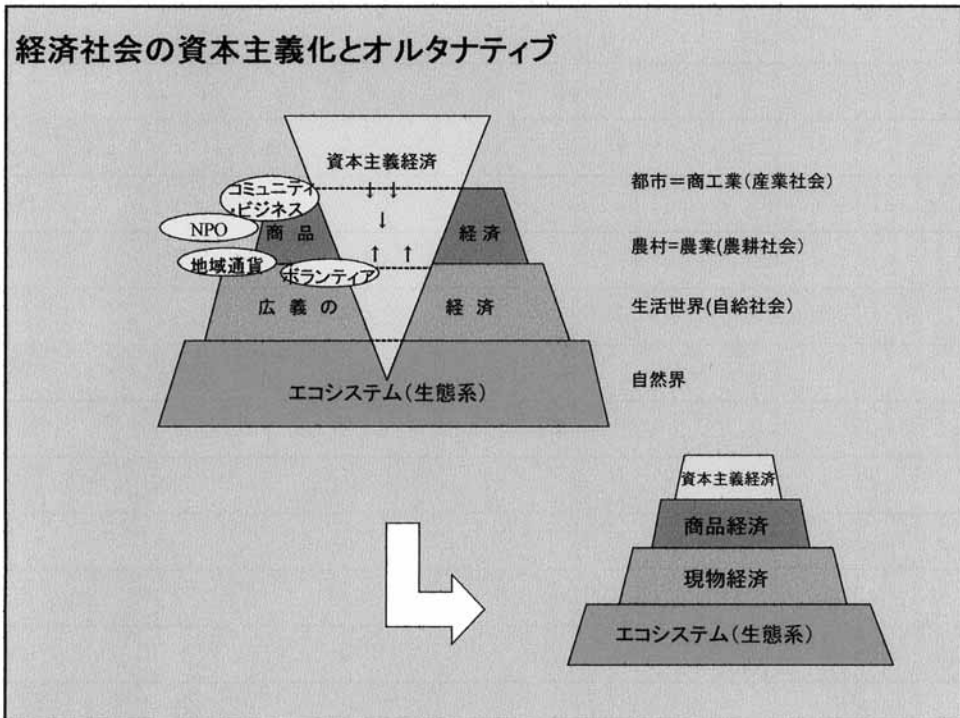
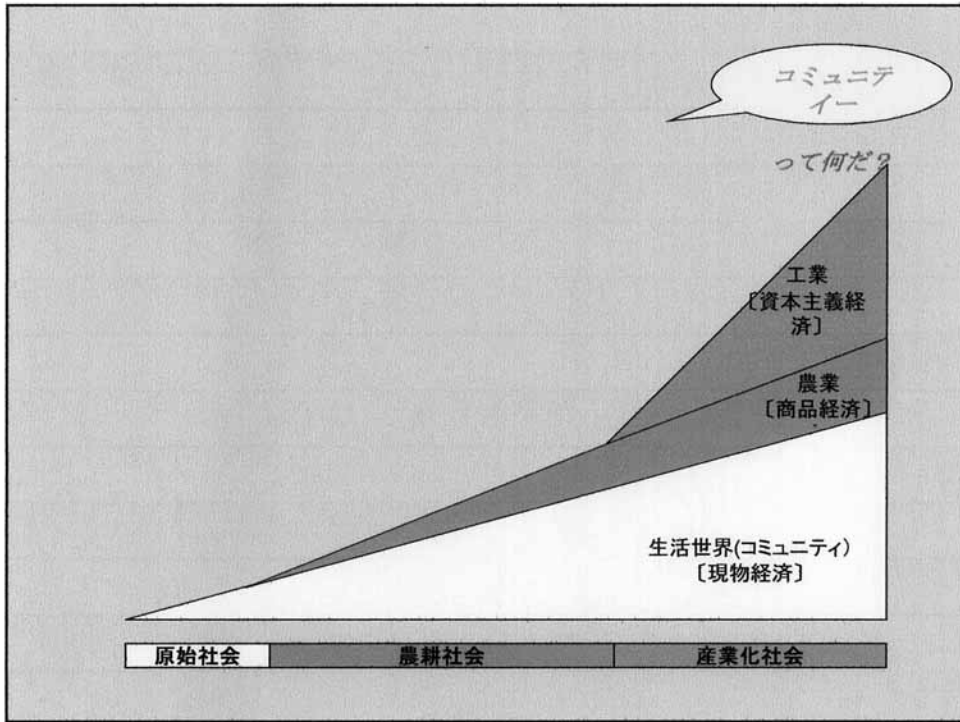
(お互いに)+(贈り物をする、贈り物)

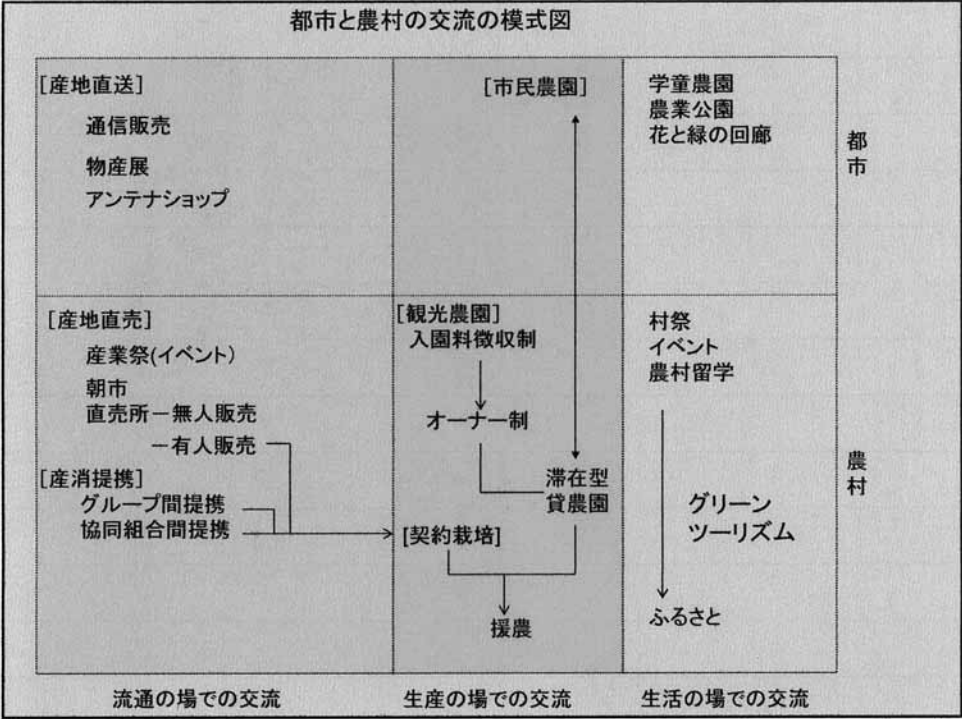
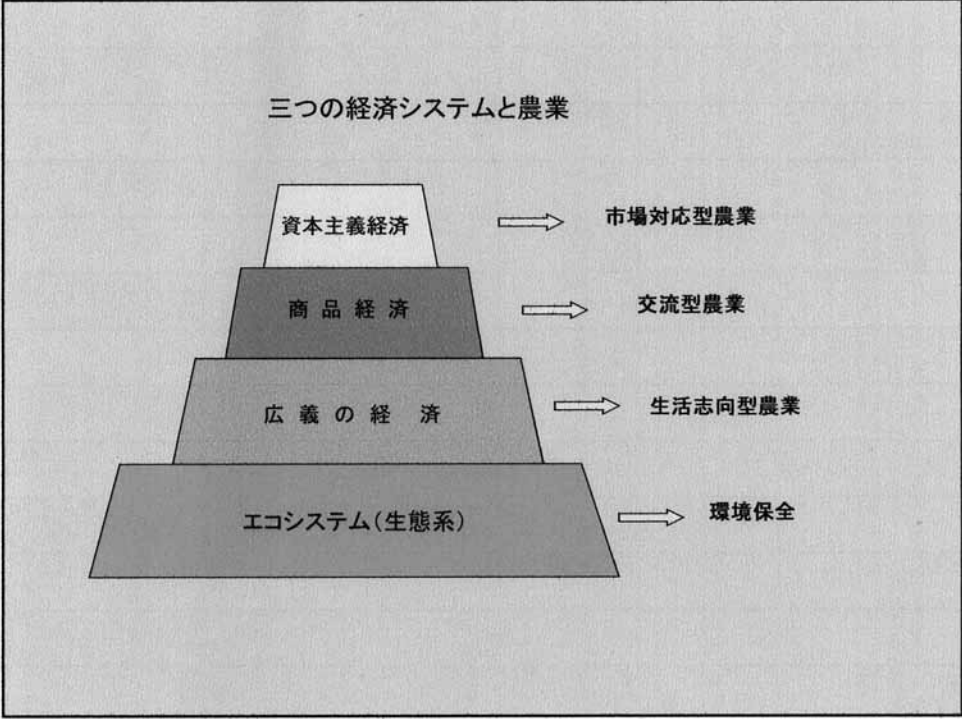
お互いに贈り物をする社会

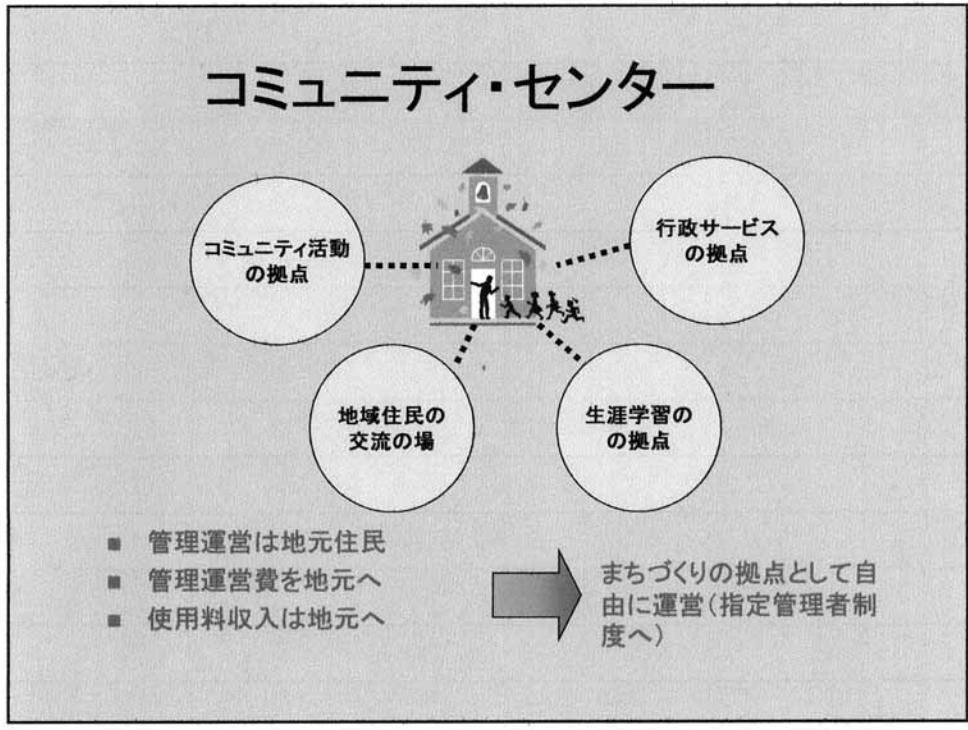
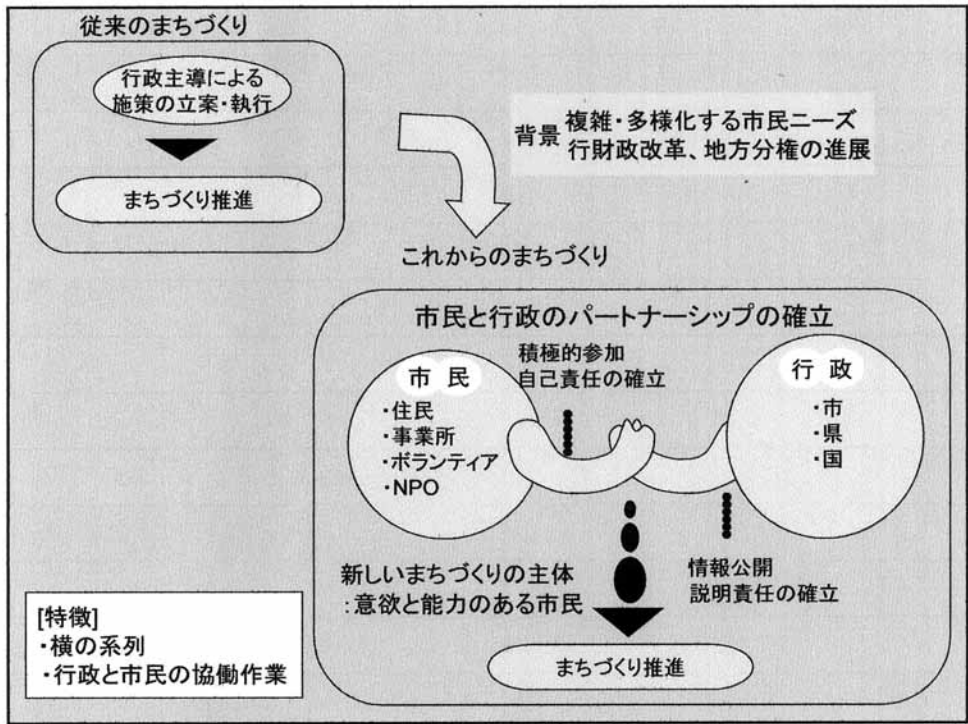
### 生態系と三つの経済システム



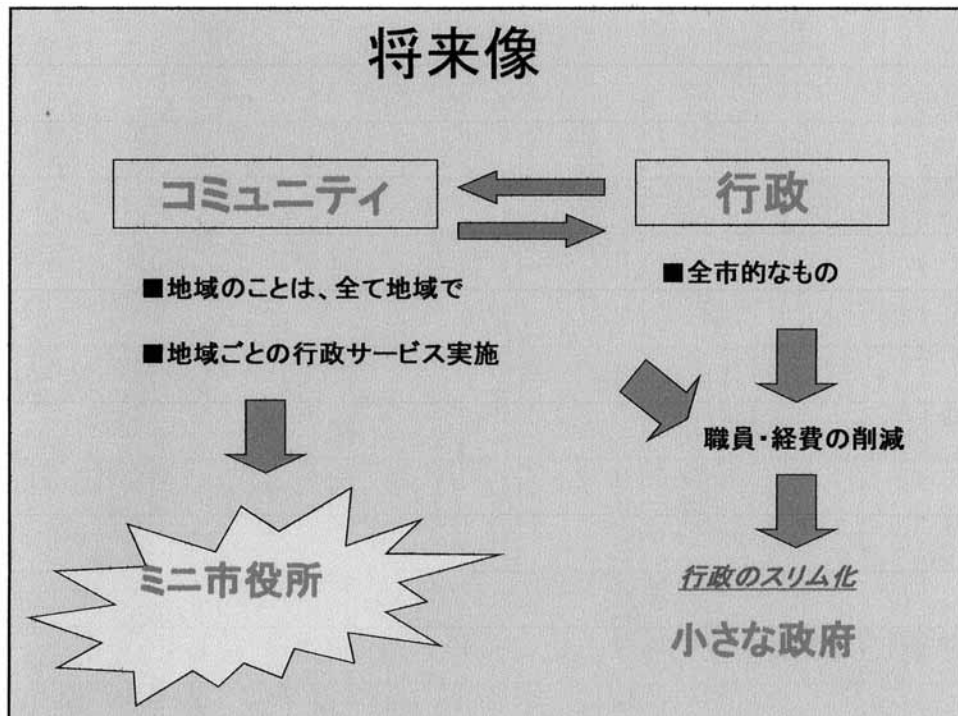
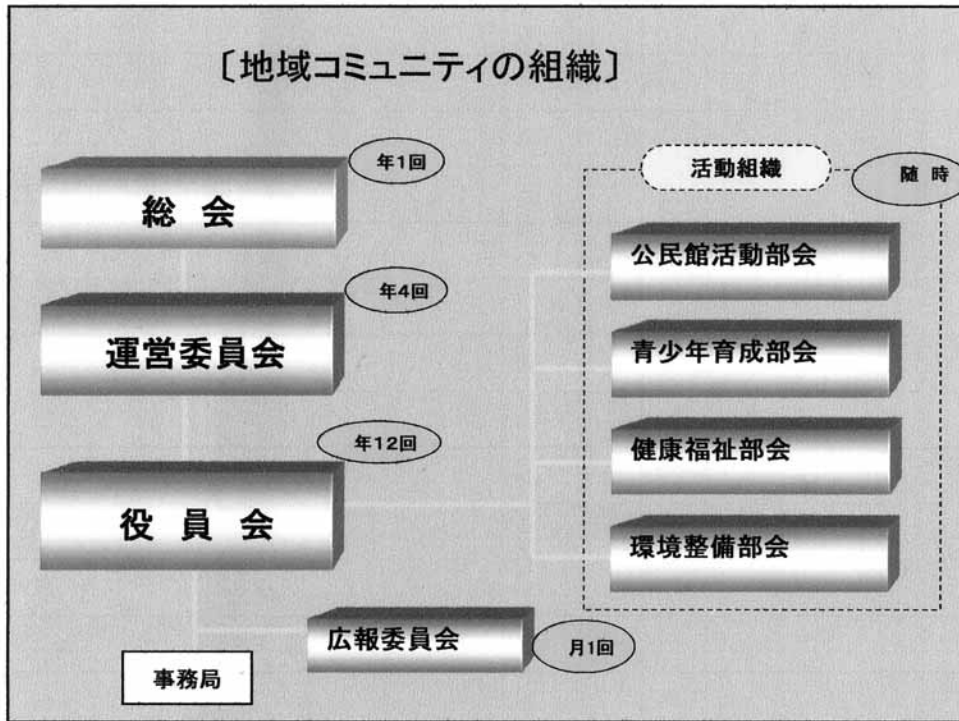


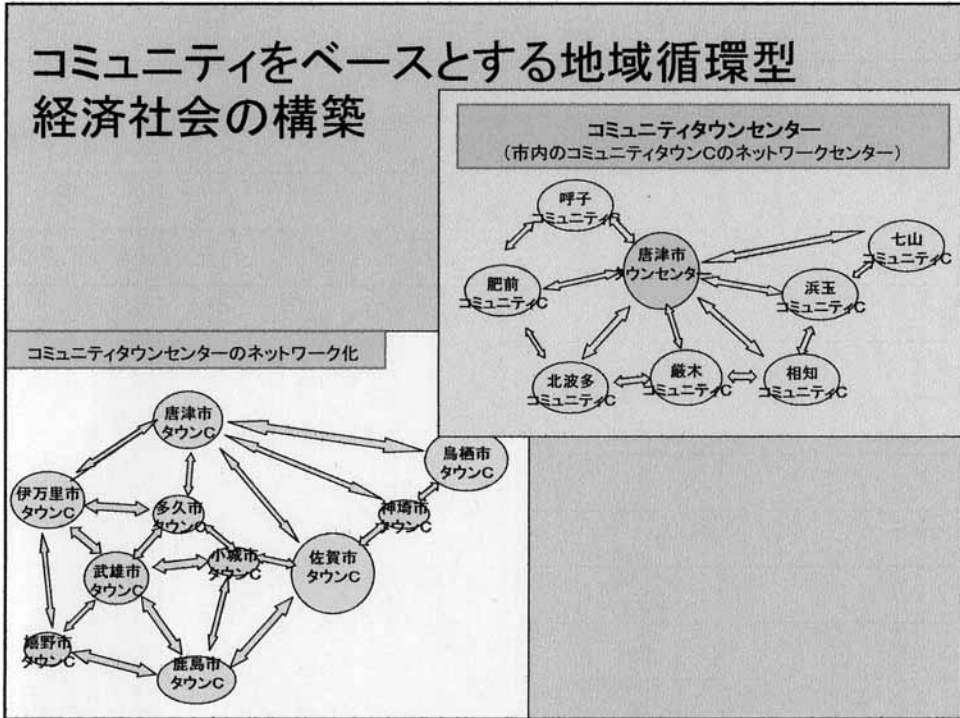
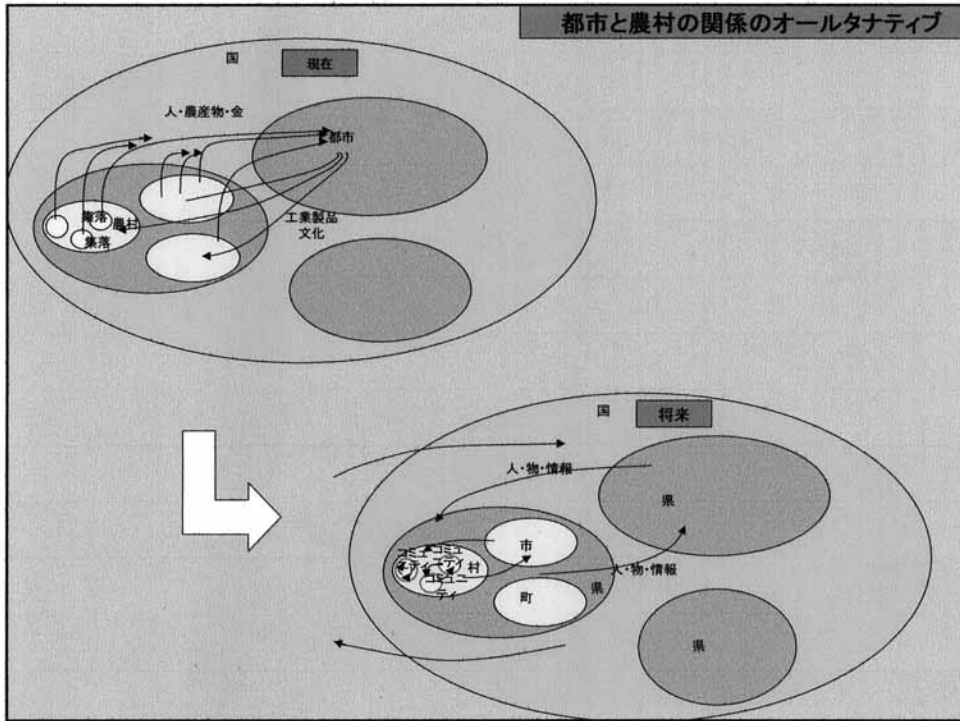












第168回佐賀地域経済研究会

平成21年度地域課題調査 中間報告(唐津市)

合併後の新市における  
都市機能の整備と機能分担について  
一定住自立圏構想「唐津モデル」推進のためにー

佐賀大学文化教育学部教授 田中 豊治  
佐賀大学経済学部教授 長 安六

日時：2010.9.22

場所：経済学部第2会議室

1

## 目次構成

はじめに

第1章 地域社会における日本型コミュニティの解体と  
再編過程

第2章 地域活性化のためのまちづくり政策

第3章 定住自立圏構想「唐津モデル」推進のために  
～唐津市の事例を中心に～

第4章 都市機能分担のあり方



## はじめに

- 市町村合併後、地域社会は、少子化・高齢化・過疎化・人口減少問題等、状況はより一層深刻化し、都市－地方、中心市－周辺市町村間の格差問題はむしろ拡大進行している。
- 「地方分権」や「地域主権」が叫ばれているが、事態はむしろ一極集中化や中央集権化への動向がみられる。
- 地域は、それぞれの地域内・外・間連携の在り方に自主・自立・独立・先行して取り組み、「住民主体」や「市民主権」をキーワードにより実効性ある権限移譲政策を積極果敢に進めることが肝要である。

## 第1章 地域社会における日本型コミュニティの 解体と再編過程

表1 市町村合併後の問題点と地域政策課題

メリット (効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スケール・メリット(人口・面積・事業・財政規模等)の追求</li> <li>●行財政の効率化(経費節減)と行政サービスの高度化</li> <li>●イメージ・チェンジ、イメージ・アップ(制度疲労、地域活力)</li> <li>●広域的・総合的・重点的視点に立ったまちづくり</li> </ul>
デメリット (問題点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過疎化抑制 → 歯止めが効かない</li> <li>●中心部と周辺部(郡部)との格差拡大</li> <li>●行政と市民との乖離 (空間的・心理的距離の拡大、「役所が、行政が遠くなった」等)</li> <li>●少子化・高齢化・人口減少の加速化</li> </ul>
解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大都市と地方都市との地域間格差是正</li> <li>●地域社会の衰退に対応する活性化サバイバル戦略</li> <li>●住民負担と行政サービスの提供</li> <li>●住民ニーズの多様化・専門家・高度化・国際化等への対応</li> <li>●合併特例債による財政圧迫(維持管理費の膨大化)</li> </ul>

図1 日本型コミュニティの崩壊

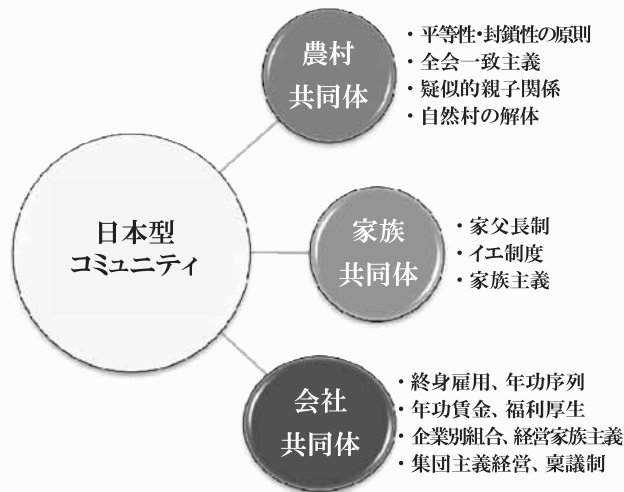
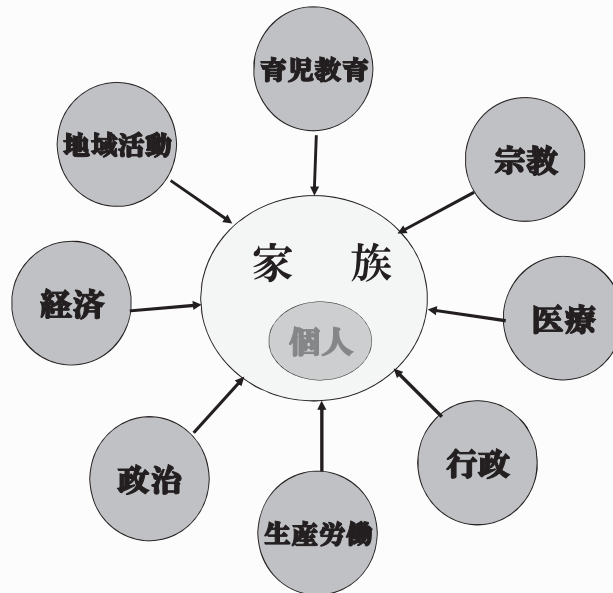


図2 農村型コミュニティは「家族」が社会の最小単位



7

図3 新しいコミュニティのイメージデザイン

キーワードは、Coexistence, Co-creativity  
(「相互扶助」=「共生」「共助」「共創」「共存」「共信」「共事」  
「共和」「共享」等)



8

## 第2章 地域活性化のための まちづくり政策

図4 地域発展モデル

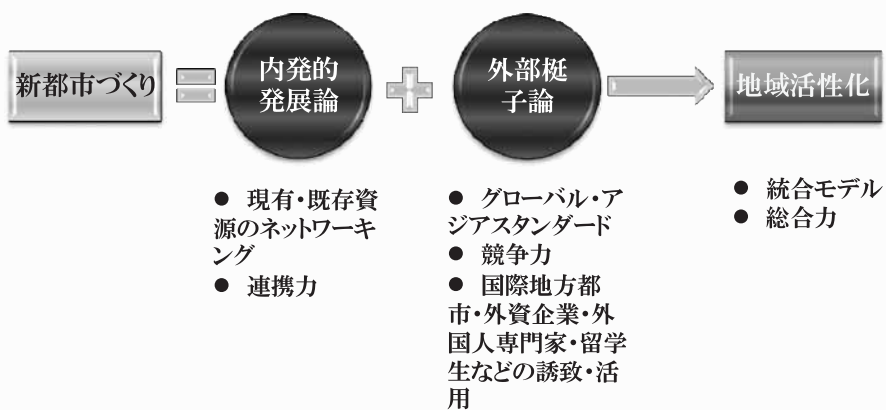
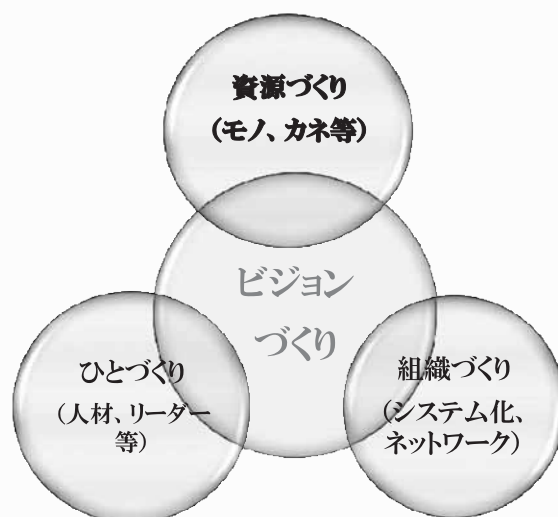


図5 地域活性化のためのまちづくり政策



## (1) 地域資源づくりと有効活用

- ヒト、カネ、モノ、情報、技能、文化等の新商品開発
- 新しいものづくり、新しいイベントづくりによりブランド化  
(差別化・個性化・特化等)
- 観光資源としての地域ブランド化(高付加価値化)

## (2) ひとづくりと能力開発

- まちづくりプロフェッションとしての人材育成  
(まちづくりキーパーソンの育成・発掘・登用)
- 新しいリーダーづくり
- 現有力リーダーのネットワーク化と集合化
- リーダー研修の拡充  
(価値理念＋企画立案力＋実践行動力＋変革力  
＋マネジメント力＋国際的視野等の人間力開発)

## (3) 組織づくりとシステム化・ネットワーク化 ーまちづくり協働システムづくりー

- 地域セクターの総力戦化  
(あらゆるステークホルダーの統合、マルチステークホルダー会議、コンセンサス会議(スウェーデン)等)
- 地域セクターのハイブリッド化  
(人と人、集団と集団、地域と地域、人と地域等の新しい組み合わせ、複合化)



### (3)－1 新しい市民協働システムの創設

#### (1) 市民協働のネットワーキング

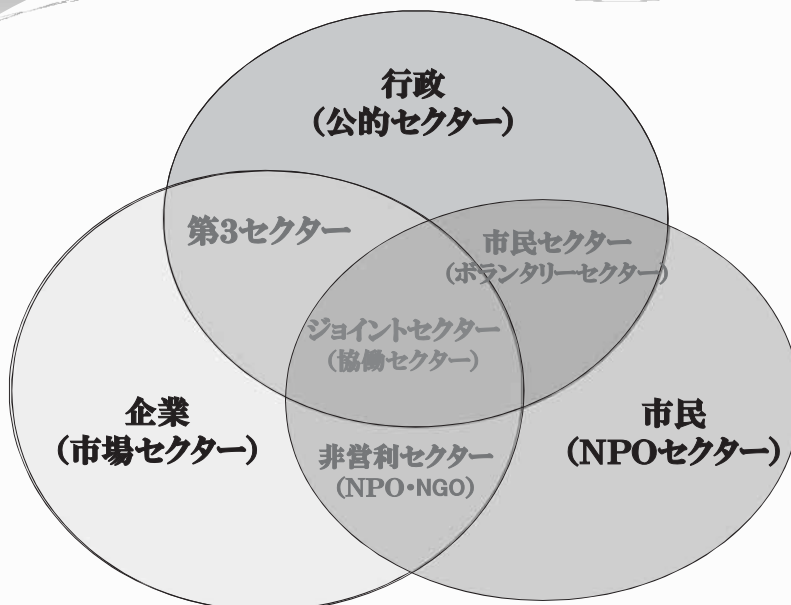
施設と施設、人と人、団体と団体、地域と地域をつなぐ「新しい連携協働体制」の推進

- まず、まちづくりWGやプロジェクトチーム等を編成すること  
次に、ルートづくり・場づくり・組織づくり

#### (2) 例:「まちづくり市民協議会(仮称)」の創設

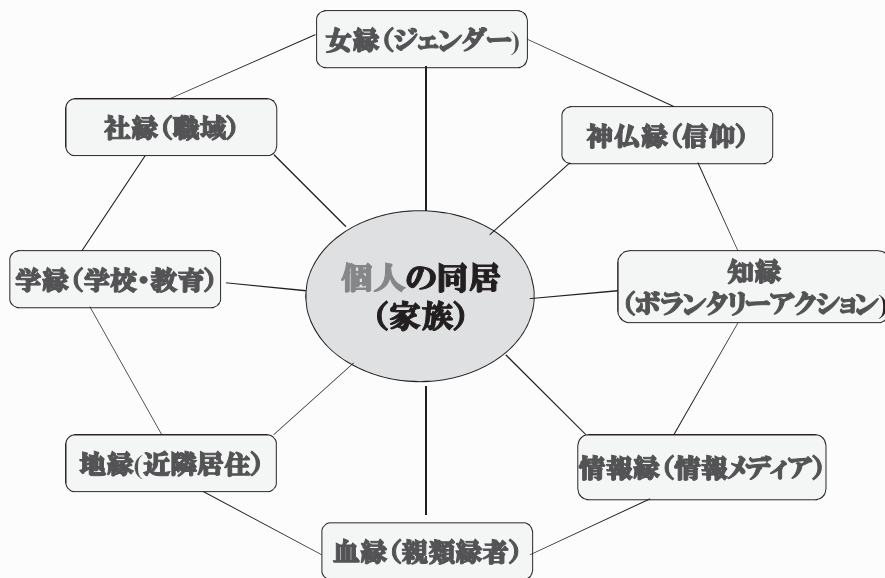
#### (3) まちづくりジョイントセクターの創設 (地域セクターのハイブリッド化)

図5 まちづくり市民協働システムの構図



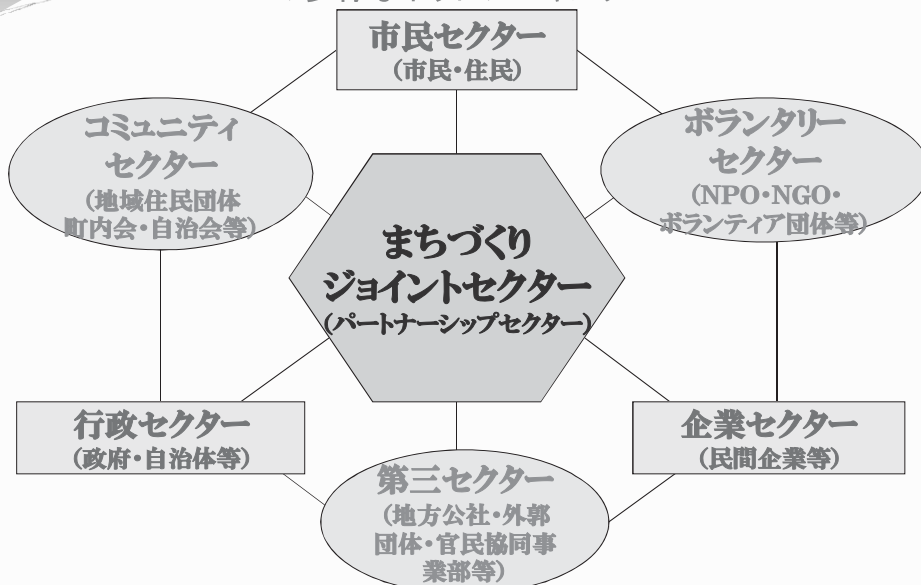
16

図6 <縁>によるネットワーク・コミュニティ



17

図7 地域セクター（まちづくりジョイントセクター）  
の多様なネットワークキング



18

表2 まちづくりビジョンづくり

(5年後のグランドデザイン)

ビジョンレベル	中期目標 (5年後のマスタープラン)	中期計画 (5年間のアクションプラン)	今年度の実行 計画(1年間)
地域社会全体			
組織集団 (自治体)			
部局(部課係)			
個人			

第3章 定住自立圏構想「唐津モデル」  
推進のために  
～唐津の事例を中心に～

## 1 定住自立圏構想とは

- 定住自立圏構想とは、「中心市」の都市機能、「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能、それぞれの機能を活用して、基礎自治体が協定に基づき相互に役割分担し、地方圏に人口定住の受け皿を形成する政策である。
- 鳩山政権の「地域力の創造・地方の再生」
  - 地域力の創造・地方の再生
  - 緑の分権改革の推進
  - 定住自立圏構想の推進
  - 地域レベルの国際化の推進
  - 地域力創造データベースの創設
- 「～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～」
- 地方圏と三大都市圏との人口交流
- 「中心市」と「周辺市町村」との役割分担と連携・協力
- 地方都市と周辺地域を含む「圏域全体」で、都市機能と生活機能を確保する。

## 2 合併後の持続可能なまちづくり

(1) まちづくり基本理念：「響創のまちづくり」

(2) 移住・定住圏構想（「シニアタウン構想」）

例① 中・長期滞在型観光プラン＋居住サポート環境整備＋県内外への住宅情報発信＋移住体験ツアー（モニターツアー）

(3) 平成20年度「地方の元気再生事業」

（「唐津の海辺の魅力を活かした観光振興事業」）

### 3 地域特性を活かした地域づくり活動

#### (1) 集約とネットワーク(中心市と周辺・郡部との連携・協力)

#### (2) 地域資源のハイブリッド化

例①唐津焼(食器・窯元) + 農業(旧農村集落・棚田景観)  
+ 料理(食・レストラン) ⇒ 新商品開発

例②「ヨット+観光+九大」

例③「唐津城をいかしたプロジェクト」

例④(「名水サミット In 小城」第24回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会)

### 4 地域資源を活かした魅力ある地域環境の形成

#### (1) 組織団体間ネットワーキング

例①「わがまちの魅力づくり事業」(NPO法人23団体、  
行政補助金)

例②「唐津地域づくり協議会」(加入団体は41団体)

#### (2) 地域間連携と地域間競争

例①「きらりと光るむらづくり」

#### (3) 都市(自治体)間連携と都市(自治体)間競争

例①「玄界灘観光圏プロジェクト」

#### (4) 国際間連携と国際間競争

例①「アジア－九州圏－KARATSU」という枠組み(アジア  
戦略・グローバル戦略「国際社会に開かれた地域づくり」)

## 第4章 都市機能分担のあり方

### 1 新規・重点・多様なプロジェクトの立上げ

- 市民提案、職員提案、共同提案等
- 政策研修による政策提案書づくり
- まちづくり提案コンテスト大会、まちづくりデザインコンテスト等の実施
- 定住自立圏構想の関する研究会、シンポジウム、セミナー、懇談会、サミット等の開催



## 2 まちづくり政策決定権の移譲

### (1) 行政から市民組織への権限移譲

- ・「唐津地域まちづくり協議会」の再編と拡充に取り組む
- =「3ゲン移譲」(企画立案権、予算配分権、人事異動権、情報アクセス権等)

### (2) 自己決定権の市民活動団体への移譲(地域主権、住民主権、市民主権 =多種多様な市民団体、NPO、ボランティア団体、女性団体、若者グループ、外国人団体等への支援と育成)

### (3) 「職員の市民参加」=「市民公務員」として意識と行動(脱組織・脱セクショナリズム、「グローカル」な発想)

### (4) 専決権の職場内・庁内移譲(職員分権、係長行政、下位職への権限移譲等)

ご清聴 有難うございました。

## (2) 市民協働セミナー・ワークショップ

### 市民協働セミナー・ワークショップについて

#### ○ 目 的

市民協働を推進するために、その取り掛かりとして、市民を対象としたセミナー・ワークショップを開催し、市民協働の具体的なイメージづくりを行ないます。

#### ○ 実施方法

・30分程度のセミナーのあと、テーマごとに分かれてワークショップを行ないます。ワークショップは、発表会を含めて6回開催します。

#### ○ 開催日時等

第1回は、参加しやすいように次の3ヵ所で開催します。いずれかの会場のうち1ヶ所に参加していただければ結構です。内容は、すべて同じものです。

1月21日（木） 14時～相知文化交流センター  
18時～市役所大会議室

22日（金） 14時～肥前支所会議室

第2回目以降（2月～3月）の日時、場所については、集まったメンバーで協議して決定します。発表会は3月27日（土）を予定

#### ○ 予定しているワークショップ参加対象者

駐在員、公民館長、地域審議会委員、NPO・地域団体会員、PTA 役員、JC 会員、子育て世代、団塊の世代、市職員、その他まちづくりに関心のある人など

#### ○ 成 果

ワークショップにより、市民協働を言葉にして説明できるようなイメージを作り上げます。そのイメージの絵を描きます。

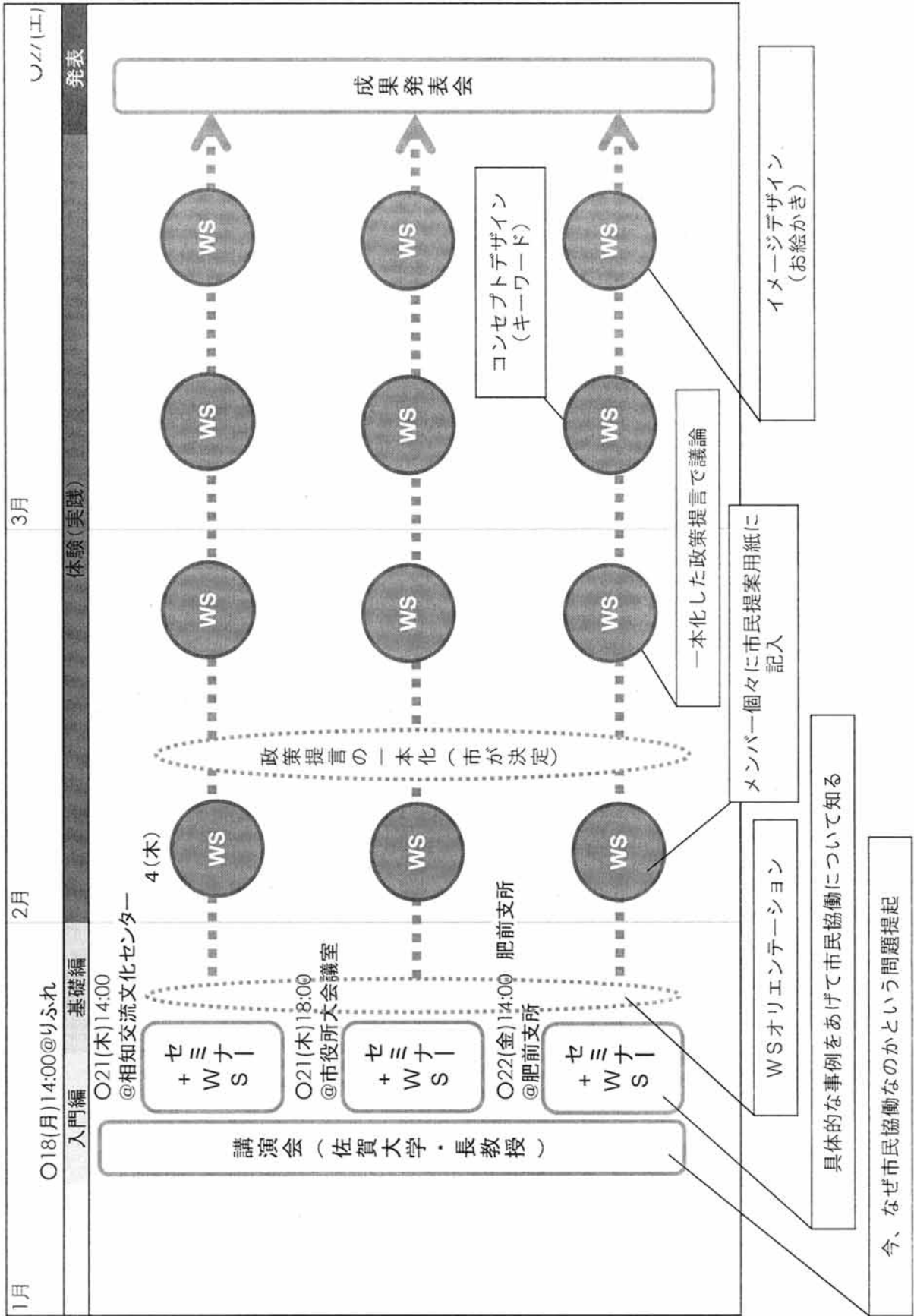
#### ○ ファシリテーター

佐賀大学文化教育学部 教授 田中 豊治 先生 、 学生

#### 《事務局》

- ・唐津市 男女共同・市民協働課 TEL：72-9239
- ・からつ大学交流連携センター TEL：70-1515

# 市民協働ワークショップスケジュール



平成22年度 市民協働のまちづくりスケジュール(予定)

月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
市民協働 指 針				ワークショップ開催 ↑ 地域審議会 ↑		市議会特別委員会 ○ 行動計画庁内検討 ↑ 講演会・先進地視察 ↑		市議会特別委員会 ○ 行動計画庁内検討 ↑		市議会特別委員会 ○ 行動計画庁内検討 ↑														市議会特別委員会 ○		
市民参画						地域リーダー、市職員研修 ↑																				
協 働				市事業一覧表作成 ↑ 庁内説明会 ↑		協働化事業募集 ↑ 市事業縦覧・公表 ↑																				
地域コミュニ ティ				ワークショップ開催 ↑		啓発ビデオ作成 ↑ モデル地区との協議 ↑																				

## 高齢者福祉について

### ○ 唐津市の高齢者の状況(2009.3.31 現在)

人口 132,459 名      高齢者人口 32,544 名(24.5%)

世帯数 47,734 世帯      高齢者がいる世帯 17,953 世帯(37.6%)

一人暮らし	高齢者夫婦	その他の世帯
6,610 世帯(13.8%)	3,895 世帯(8.2%)	7,448 世帯(15.6%)

※ 2012 年から団塊の世代が 65 歳になり高齢者が一気に増加(人口の 5.3%)

2022 年からは後期高齢者の仲間入り

### ○ 高齢者福祉の近年の主なニーズ

#### ① 元気な高齢者対策

要介護防止策としての「予防教室」等の実施

能力の有効な活用と生きがい対策

#### ② 高齢者の虐待対策

家族や同居者による虐待防止と対応策

施設による虐待防止と対応策

#### ③ 高齢者世帯への支援の強化・充実

健康な生活の維持のための食改善等対応策

安全な生活維持のための声掛け運動

あなたの老後は、大丈夫ですか…

## 防災について

### ○ 唐津市における近年の主な災害

平成 18 年 9 月 台風 13 号・豪雨 … 全壊 4 棟、半壊 2 棟、損壊・浸水 228 棟

平成 20 年 8 月 大雨 … 床上浸水 4 棟、床下浸水 5 棟

平成 17 年 3 月 福岡県西方沖地震 唐津は、震度 5 弱

※ 災害は、いつくるかわからない

### ○ 阪神淡路大震災時における、生き埋めや閉じ込められた際の救助

自力 32.9% 家族 31.9% 友人、隣人 28.1% 通行人 2.6% 救助隊 1.7%

### ○ 大規模災害が発生したとき...

・道路網が寸断される。

・同時に多くの災害発生等の可能性がある。

・初期段階で消防、警察などの防災機関が十分に対応できない可能性がある。

### ○ 災害(大規模災害)時における必要な役割

市役所、消防署など防災機関との情報交換、市民への情報の伝達、火災の発生防止や初期消火、安否の確認、避難誘導(特に障害者、高齢者など)、救出や負傷者の救護、救援物資(食事など)の分配

### ○ 一人暮らしの高齢者または障害を持った方の避難について

避難経路(段差、道幅)は確保されているか、近隣の協力体制がとれているか

あなたの家族を、災害から守るためには…

## 子育てについて

### ○ 児童の人数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
1,116	1,251	1,199	1,209	1,159	1,266	1,213	1,280	1,347	1,381
10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計
1,291	1,397	1,350	1,339	1,397	1,350	1,339	1,315	1,433	24,632

### ○ 保育園入所児童数

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
3,189 名 (37.9%)	3,158 名 (37.5%)	3,123 名 (37.1%)	3,145 名 (37.3%)

※ 保育園入所者数に変動がない、3歳未満の入所が増えてきている。

### ○ 放課後児童クラブ数

小学校数 31 校 放課後児童クラブ数 41 箇所

※ 全てのクラブで土曜も開所しており、1年生の入所者が多く、人数については、地域にばらつきがある。4年生以上も入所できるような要望がある。

### ○ 母子家庭に関する相談件数

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
492 件	522 件	607 件	921 件

※ 母子ではない家庭も相談に応じている。虐待に関する相談が増加

次世代を担う子どもたちの健やかやな成長を願うには…

## 第 2 回 市民協働ワークショップ

本日の流れ

1. グループ編成(3つのテーマ)
  - (ア) 各自の問題関心に沿ったテーマ別にグループ編成
  - (イ) グループの偏りを調整
  
2. 「市民政策提案」(市民提案用紙)の発表
  - (ア) 各グループで自己紹介
  - (イ) 自分のテーマに対する「現状及び問題点」「改善内容」「改善効果」について  
説明
  
3. グループディスカッション ⇒ メンバー間の共通認識を深める。

次回 今回の意見交換で得たヒントをてがかりに、グループ全体での提案用紙を作成する。

次回開催日 : 平成22年 月 日( ) : ~

次回開催場所:



# 市民提案用紙

年 月 日

団体名		氏名	
テーマ			
現状及び問題点			
改善内容			
改善効果			

## 第3回 市民協働ワークショップ

前回の流れ：グループ編成⇒グループディスカッション（共通認識を深める）

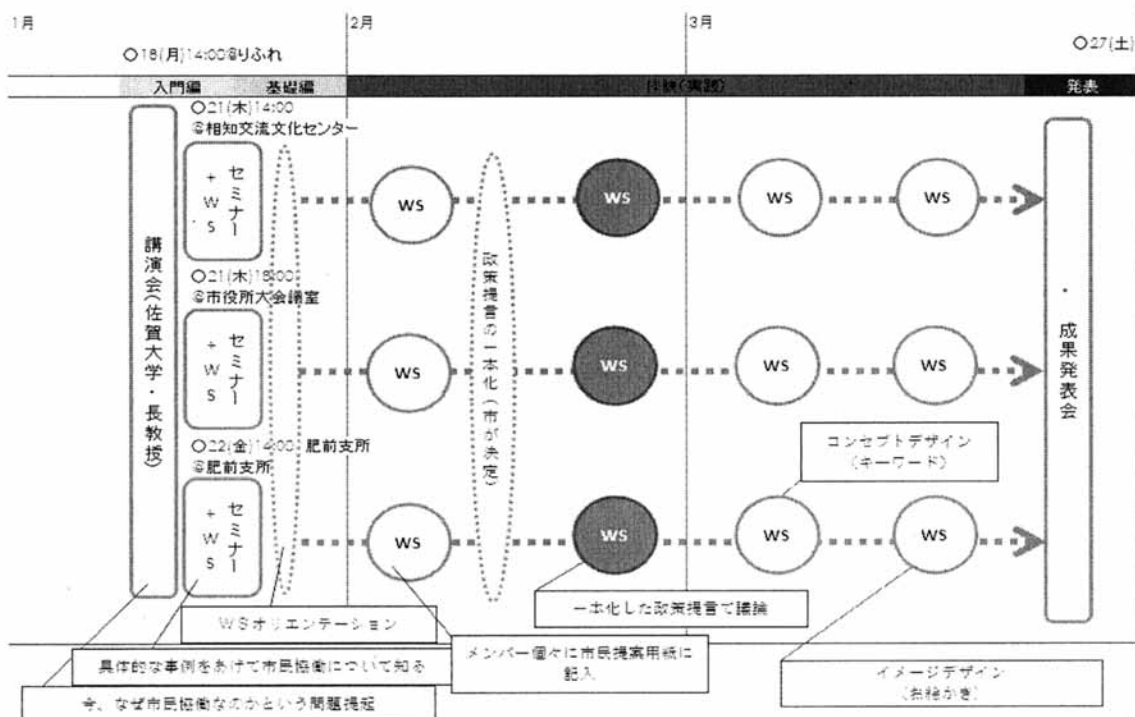
本日の流れ

1. 「グループ提案」用紙の発表
2. 各自の提案をもとにグループディスカッション
3. グループ全体で提案の一本化（合意形成をはかる）
4. コンセプトデザイン（キーワードを抽出する）

次回 イメージをデザインする（B4の用紙に描く）

次回開催日：平成22年 3月 日（ ） 18：30～

次回開催場所：唐津市役所 大会議室



# グループ提案用紙

年 月 日

団体名		氏名	
テーマ			
現状及び問題点			
政策ビジョン			
(キーワード) コンセプト			

# 唐津市 市民活動セミナー・ワークショップ

平成 22 年 3 月 25 日

氏名： \_\_\_\_\_

## ファシリテーター・レポート

### 1. 全体会議及びグループ討論で話し合われた内容

#### (1) 全体会議

最後の講義なので、各グループは発表会準備のために、自分たちのテーマ内容についてそれぞれ発表し、さらに、他のグループメンバーや先生から意見やアドバイスを頂いて、問題点の解決をお互いに話し合っ、発表内容を完成した。最後に発表の順番を決め、司会者が職員研修会の成果発表スケジュールについて説明した。

#### (2) グループ討論で話し合われた内容

グループのテーマと内容がだいぶ一致してきた。グループ討論で話し合われた内容について、簡単にまとめる。

- ✓ 成果発表では各メンバーの役割を分担する。
- ✓ 内容に合わせるために、お互いに考えて、デザインのアイデアを一致する。
- ✓ 最後の発表を完成する。

### 2. ファシリテーター（進行促進役）として助言したこと

各グループが取り上げた問題は、最近深刻な問題であり、絶対面白く、参加者が注目をされると思っている。テーマ選びはよくできた。さらに、発表するとき、図と絵でまとめたのはよく分かりやすい。しかし、それぞれのグループの発表時間が少なく限界があるので、もっと詳しく説明していただきたい。また、数字のデータで比較する時、聞く人がイメージしやすいように、図や表などを使った方がいい。

### ③その他（気づき、意見）

グループ討論を通じて内容だけではなくて、デザインなどのいろいろないいアイデアが出てきたが、ギャップの意見もたくさんあるので、まとめられるリーダーとしての人が必要じゃないかな。しかし、リーダーになれるように、リーダーとしての資格を育てないとはいけないので、今度はリーダーに向け研修会が行われればいいと期待する。

グループ提案用紙

H22年 2月 16日

<p>団体名</p>	<p>高齢者の事を 考えよう。</p>	<p>氏名</p>
<p>テーマ</p>	<p>高齢者に夢を！</p>	
<p>現状及び問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費を少なく</li> <li>・元気な高齢者の活躍の場を作る。</li> <li>・団塊の世代の地域サービス</li> <li>・空きスペース活用 相模 → 療養の小学校・保育園 唐津 → 空店舗利用。</li> <li>・買い物難民の対策。</li> </ul>	
<p>政策ビジョン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等の施設に、お年寄りがいっぱいになる。</li> <li>・通勤機具を設置 (インストラクターと配置)</li> <li>・元気な高齢者が、少し元気のない高齢者、お外に出るのが困難な高齢者の手助けをする。</li> <li>・高齢者と障害者のネットワークの構築</li> </ul>	
<p>(キーワード) コンセプト</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を元気にさせて、表に出す。</li> <li>・お金をかけずに、お互いの助け合い。</li> </ul>	

# 高齢者に夢を!

高齢を元気にさせて、外に出す

お金を掛けながら、お互いの助け合い

○ 国産品物産民の対策

○ 穴をスペース利用

○ 団塊の世代の地域コミュニティ

○ 元気な高齢者の活躍の場を作る

○ 医療に頼らない

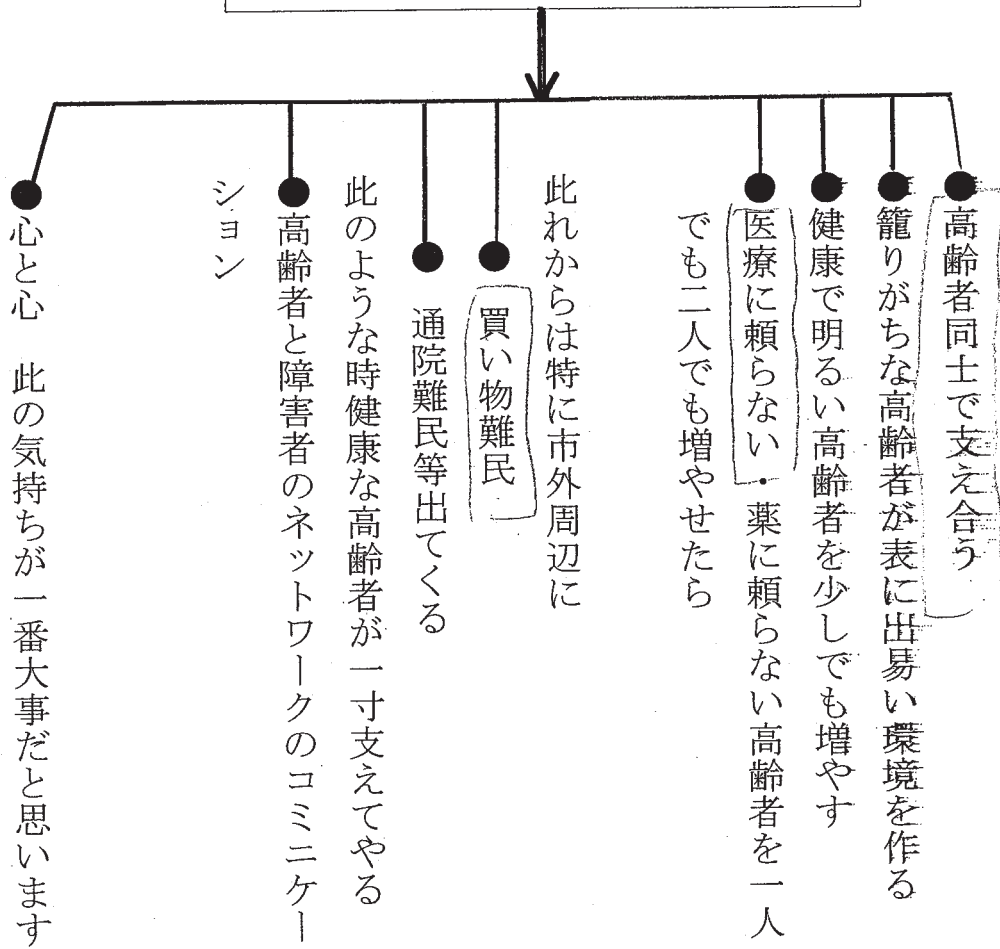
金で→運動  
→寝て→出

公民館等にお年寄りが使えない運動器具を改良

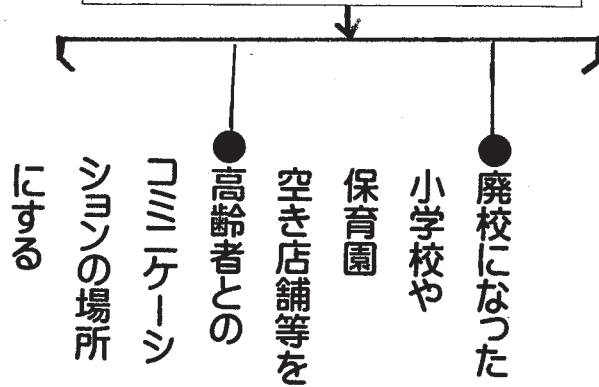
元気な高齢者が少し元気のない高齢者や外出するのが困難な高齢者の手助けをする

高齢者と障害者のネットワークのコミュニティ  
イニシアチブ

# 元気で長生き高齢者



# 触れ合いの場所







2009年9月6日 刀町

大学の知、人材を活用し、唐津市を元気にすることを目的に  
"からつ大学交流連携センター"がオープンしました。



この7か月間、多くの市民の方々のご理解とご協力に支えられ、  
様々な活動を行ってきました。この「であい」を次年度に「つなげる」  
そのために、地域で活躍する人材育成、またITツールを活用し地域の  
活性化に取り組む方々を講師としてお招きし、お話を伺いたいと思います。

みなさまのご参加をお待ちしております。

[講演] 14:00~15:30

慶応義塾大学大学院 経営管理研究科

特別研究講師 竹内 伸一 氏

特別研究助教 国保 祥子 氏

株式会社フライトシステムコンサルティング

取締役 杉山 隆志 氏

[ポスターセッション]15:30~15:45

・国際交流事業・離島振興

[成果発表会]15:45~16:30

・からつ学美舎(唐津商業高校)

・市民協働ワークショップ

・Re-birth からつ(中央商店街)

[講評会]16:30~17:00

※17:30~交流会

3/27(土)

14:00~17:00

参加費 無料

唐津商工会館5階

HOP!

～いきいきからつの未来にむけて～  
からつ大学交流連携センター2010



# 市民協働ワークショップ

## 趣 旨

少子・高齢社会、人口減少が進展し「地域力」の低下が懸念されています。

市民ニーズの多様化と高度化に対応するためには、市民、自らが「何ができるか」を考え、市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となった市民協働のまちづくりが求められています。

そこで、これから始める市民協働のイメージづくりのために市民によるワークショップを開催し、イメージデザインを描いてみました。

## 内容及び現状

市民にとって最も身近な課題である「高齢者」「防災」「子育て」をテーマに設定した、市民によるワークショップを開催しました

### ○ 唐津市の高齢者の状況(2009.3.31現在)



世帯数 47,734世帯

高齢者がいる世帯 17,953世帯 (37.6%)

### ○ 唐津市における近年の主な災害

平成18年9月 台風13号 全壊4棟、半壊2棟、損壊等228棟

平成20年8月 大雨 … 床上浸水4棟、床下浸水5棟

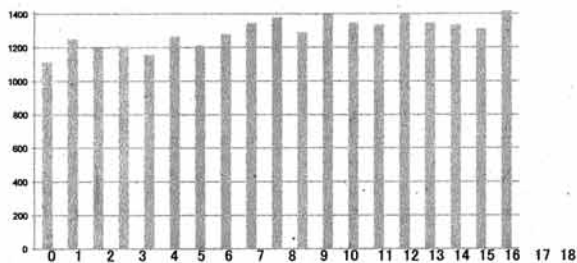
平成17年3月 福岡県西方沖地震 唐津は、震度5弱

救助隊 1.7% その他 5.4%



阪神淡路大震災時における、生き埋めや閉じ込められた際の救助

### ○ 児童数(2010.1.1現在)



児童数は、減ってきているが保育所入所者数は横ばい

## 経 過

### 基調講演

平成22年1月18日

今、なぜ市民協働なのかという講演による問題提起

講師 佐賀大学経済学部教授 長 安 六 氏

### ワークショップ

ファシリテーター

佐賀大学文化教育学部教授 田中 豊 治 氏

・1月21、22日

ワークショップオリエンテーション

・2月4日

テーマに対してメンバー個人が考えた課題や政策提案

・2月16日

個人提案に基づきグループで意見を統一

・3月2日

グループ提案に基づき政策のコンセプトデザインを作成

・3月15日

コンセプトデザインに基づき市民協働のイメージデザインの作成

・3月25日

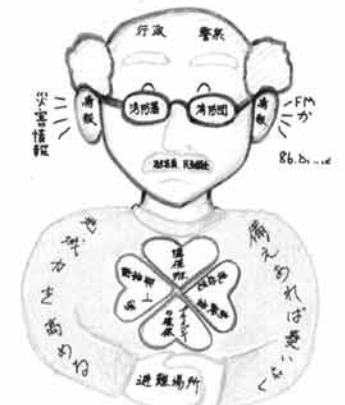
プレゼンテーションのリハーサル

## 成 果

テーマごとに市民協働のあり方のイメージデザインが出来ました。



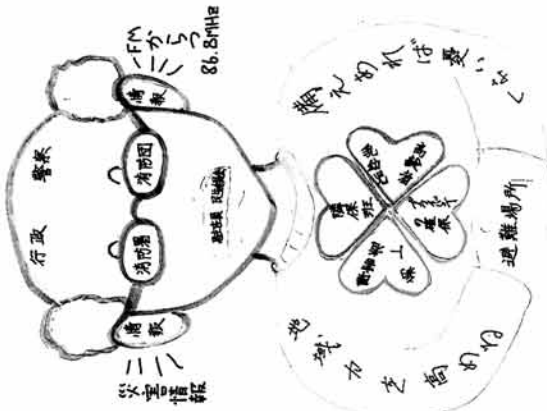
高齢者



防災



子育て

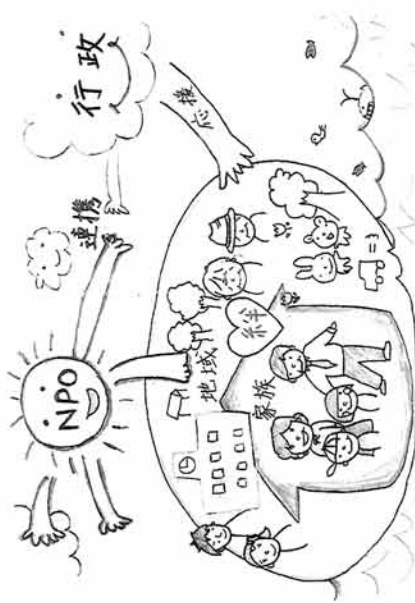


## 防災

自然災害は、「まち」全体に被害をもたらし、大勢の市民が被災者になります。また地震はいつ発生するかわかりません。

このような事態に備えるために、行政や消防、警察などと連携し、住民がお互いの立場を理解し連携することによって「備えあれば憂いなし」の環境を整え、「地域力」を高めます。また、コミュニティFMとの連携で正確な情報の発信も欠かすことができます。

## 市民の皆さんによる 市民協働のイメージ図



## 子育て

地域は、「絆」による強いつながりで、子どもの成長を見守り育てます。行政は、「応援」による緩やかなつながりをもって、地域の方が強くなるように支援します。そして、地域が解決できない課題を補完するためにNPOなどが手伝います。それぞれ役割分担で「子どもの健やかな成長」を実現を図る仕組みづくりを行います。



## 高齢者

高齢者が、これからも地域で元気に活躍してもらえようように「高齢者に夢を」のまちづくりが大切です。

そのための戦略として「高齢者が元気になって、活動的になる」、「お金をかけないでお互いの助け合い」を往々に市民協働で何ができるかを考えました。

団塊世代の地域デビューや元気な高齢者の活躍の場の提供など市民と市との役割分担で地域課題を解決します。

## 市民協働

人を支えること、人の役に立つことは、それ自身が喜びとなり、生きがいにもなります。市民と行政だけではなく、市民と市民、あるいはCSOや企業など様々な支えあうスタイルがあります。

そのような力を支援することが、市民協働です。

そして、その力を活かすことが「市民協働のまちづくり」です。

※ CSOとは、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAといった組織や団体も含めて「CSO」と呼んでいます。

## ワークショップとは？

ワークショップとは、参加者が、10名程度のグループのなかで、自発的な作業（提案、議論、調査など）を通して、参加者全員が体験することで、お互いに刺激しあい、影響しながら何かを学びあったり、創り出したりすることです。

そこで、市民にとって最も身近な課題である「防災」「子育て」「高齢者」をテーマに設定して市民によるワークショップを開催しました。

このワークショップでは、テーマごとに課題解決のための理想的な市民協働のイメージを絵にしました。

### (3) 「市民協働」に関する資料

## 平成21年度佐賀地域経済研究会 地域課題調査 申請書

申請日 平成21年 6月 12日

応募自治体名	唐 津 市			
所属・担当者名	総合政策部企画政策課 前田 千晶			
連絡先	TEL	0955-72-9115	FAX	0955-72-9180
	Eメール	maeda-chiaki@city.karatsu.lg.jp		
応募テーマ	合併後の新市における都市機能の整備と機能分担について ～定住自立圏構想「唐津モデル」推進のために～			
応募理由	<p>唐津市は、本格的な地方分権時代を迎え、自主自立の持続可能なまちづくりを進めるため、平成17年1月1日及び平成18年1月1日に9市町村による合併を行った。合併後のまちづくりにおいては、各地域が連携し、響き合い、発展的に新唐津市を創造していく「響創のまちづくり」を基本理念に据えた総合計画を策定し、各種事業の展開を行ってきた。</p> <p>今般、新市を圏域として、平成20年12月26日に従来の広域行政に代わるものとして総務省が打ち出した「定住自立圏構想」によるまちづくりの推進に取り組むこととしている。</p> <p>「定住自立圏構想」においては、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市(旧唐津市)に必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村(旧6町2村)において必要な生活機能を確保し、互いに機能分担をし、連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図る、いわばコンパクトシティの実現を目指している。</p> <p>市民が誇りを持って生き生きと暮らし続けることのできる生活空間形成実現のため、定住自立圏構想推進にあたっては、以下の項目について総合的かつ効果的に推進する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①地域の特色を生かした地域づくり活動</li><li>②地域資源を生かした魅力ある地域環境の形成</li><li>③各地域をつなぐ交通・情報網整備</li></ul> <p>これらを踏まえた上で、本圏域の目指すべき将来像及び中心市(旧唐津市)における都市機能集約モデルと、周辺市町村(旧6町2村)における生活機能集約モデルについて調査を行うもの。</p>			

1. 提出期限は、平成21年6月28日(日)です。
2. 提出方法は、EメールまたはFAXでお願いします。
3. 申請できる件数は各自治体から1件ずつです。
4. 7月上旬には採択結果をお知らせします。



平成 21 年度佐賀地域経済研究会 地域課題調査

テーマ：合併後の新市における都市機能の整備と機能分担について  
～定住自立圏構想「唐津モデル」推進のために～

研究で明らかにして欲しい項目（研究の柱）＜案＞

○合併後の持続可能なまちづくり

地域性に配慮した、中心市（旧唐津市）と周辺市町村（旧 6 町 2 村）の機能分担について、特に周辺地域の生活機能集約モデルのあるべき姿などを、具体的に明らかにしたい。（合併の効果を実感できるようなまちづくりのあり方など）

○地域の特性を活かした地域づくり活動

地域力向上のため、地域コミュニティの再生し、共助のまちづくりを推進する具体的方策を明らかにしたい。

○地域資源を活かした魅力ある地域環境の形成

本地域が持つ歴史・文化・自然等の地域資源を有効活用し、地域経済を活性化するとともに、二地域居住など交流人口の増加を図る豊作を明らかにしたい。

唐津市では、平成22年3月に、これから取り組んでいきま<sup>9</sup>市民協働の方向性を示す「唐津市市民協働指針」を策定しました。その概要を説明します。

なお、この指針は、今後の実践等を踏まえて、随時、改訂してまいります。ご意見を  
お寄せ下さい。

## 唐津市市民協働指針（概要）

### 市民協働が進む方向

#### (1) 「自分たちのまちは、自分たちの手で」

これまでまちづくりを担ってきた自治会、町内会、区などの活動を継続、発展させるために、地域住民が自ら決定し、行動していきけるようなまちづくりを  
推し進め、自己実現を目指した「まち」を実現させます。

#### (2) 地域力の向上

一単位の自治会等で自治会活動ができなくなることが懸念されています。  
これらに対処するためには、いくつかの自治会等が集まってつくる「地域コミュニティ」を立ち上げて、市民が地域課題に積極的に取り組む力、地域力を  
高めます。

#### (3) 市民の権利と役割

市民が市の政策や自治会、町内会、区活動に参加し、意見を述べたりできる  
権利「市民参画」と、市と市民のそれぞれが、その責任において役割を分担し  
てまちづくりを行う「協働」を推進してまいります。

以上のことを実現させるために、唐津市の市民協働は、

- 1 市民がまちづくりの担い手という自覚を持った「市民参画」
- 2 市民と市との役割分担による「協働」
- 3 自治会や町内会・区の地域力を高めた「地域コミュニティ」

を柱とします。

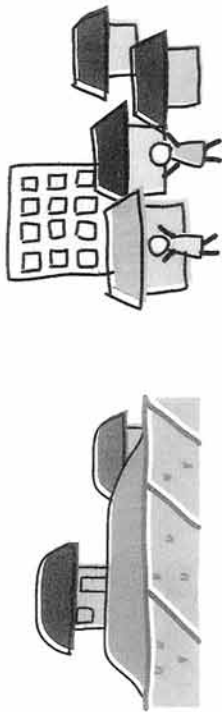
問い合わせ先 唐津市役所 男女共同・市民協働課

TEL 0955-72-9239 FAX 0955-72-9236

Eメール danjo-kyoudou@city.karatsu.lg.jp

## 市民協働のまちづくり

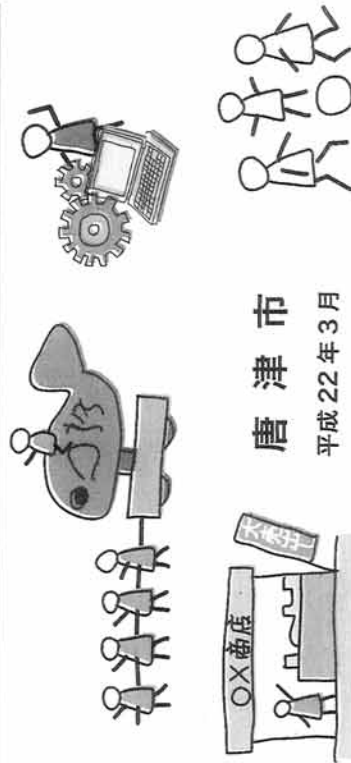
「自分たちのまちは、自分たちの手で」



唐津市では、少子・高齢社会、人口減少が進展し「地域力」の低下が懸念されています。

社会経済の成熟化に伴い市民ニーズの多様化と高度化に対応するためには、市民、自らが「何ができるか」を考え、市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となった「市民協働のまちづくり」が求められています。

そこで、これから始める市民協働のイメージづくりのために市民の皆さんによるワークショップを開催し、イメージデザインを描いてみました。



唐津市  
平成22年3月

# 唐津市市民協働指針（案）

男女共同・市民協働課

唐津市は、少子・高齢社会、人口減少が進展しています。現在は、うまく機能している自治会、町内会などが、将来、その運営が難しくなってくるのが予想されます。現に青年団は、ほとんどの地域で消滅し、婦人会、老人会もその存続が危ぶまれ、地域力の低下が懸念されています。

また市民生活の多様化によって、市民への行政サービスの提供が十分に対応できなくなってきました。そのために市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となったまちづくりが求められています。

この指針は、このような状態を打開し、自分たちが望む「まち」になるために、市民全体で認識し、取り組んでいくために策定するものです。

## 第1章 市民協働の目的

### 1 目的

この指針は、市民一人ひとりが快適で、安全で、温もりのある、暮らしやすい「まち」を、自分たちの手で作っていくことを目的とします。

そのために、市民や同じ目的で集まった市民が主人公となって「市民参画」、「協働」、そして昔からある自治会、町内会などが集まって設立する「地域コミュニティ」に関することを定めるものです。

### 2 市民協働が進む方向

市民協働を進めていく方向は、「自分たちのまちは、自分たちの手で」です。

これまでまちづくりを担ってきた自治会、町内会などの活動を継続、発展させるために、地域住民が自ら決定し、行動していくまちづくりを推し進め、自分たちが描いている「まち」を実現させます。

さらに、自治会等で解決できない問題については、いくつかの自治会等が集まってつくる

「地域コミュニティ」を立ち上げて、地域で問題になっていることに積極的に取り組む力、地域力を高めます。

また同時に、市民が市の政策や自治会、町内会活動に参加したり、意見を述べたりできる権利「市民参画」と、市と市民、あるいは同じ目的で集まった市民が、役割分担して行なう「協働」が、市民に浸透するように、啓発活動を行ないます。

これらの活動によって、市民協働という方法によるまちづくりにおいて、市民の自立性、自主性を育て、私たちが目指している唐津市が実現します。

## 第2章 市民協働の基本方針

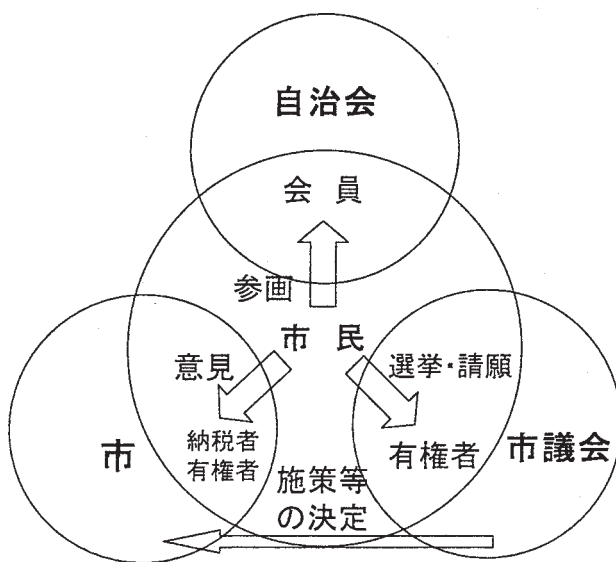
### 1 基本方針

唐津市の市民協働は、市民である自分たちがまちづくりの担い手という自覚を持った「市民参画」、同じ目的で集まった市民と市との役割分担による「協働」、自治会や町内会が持つ地域力を高めた「地域コミュニティ」を基本方針とします。

(1) 「市民参画」は、まず、市民が等しくまちづくりの主人公であることです。

「まち」をかたちづくる自治会の活動への参加は、全ての市民がそれぞれの年齢にふさわしい権利を持っており、責任をもって意思を述べることができます。

さらに市が行なう政策において、その政策が決定されるまでの段階で意見を述べる権利をもっています。



「市民参画」のイメージ図



- (2) 「協働」は、市と市民、あるいは、同じ目的で集まった市民が、それぞれの特徴と自律性をもとに、まちづくりを市と役割分担することによって、地域に新たな貢献をすることを目指します。

市民、同じ目的で集まった市民		協働の領域		市
市民が、自主的、自発的に責任を持って行なう事業	市民が主体性を発揮し、市が必要に応じて協力する事業 (例) 補助、後援	市民と市がそれぞれの特徴をいかし、連携、協力して行なう事業 (例) 共催、事業協力	市の主導のもと、市民が参加、協力する事業 (例) 委託事業	市が主体性と責任を持って行う事業

「協働」のイメージ図

- (3) これからの「まち」は、高齢者が増え、人口が減少し、今の自治会や町内会では、「まち」を維持していくことが難しくなってきます。そこでいくつかの自治会が集まって、将来の「まち」を担う「地域コミュニティ」、言い換えれば共同自治会を立ち上げます。

この「地域コミュニティ」は、これまでと同じように、地域住民の参画によるまちづくりを行なうことを目指して取り組みます。そして、それを推し進めるために地域住民の自律性と自主性を尊重します。

## 2 市の取り組み

- (1) 市は、基本方針に基づき、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、予算の範囲内で適切な政策を実施します。
- (2) 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動の実現に向けて、それを担う自治会、町内会及び市民活動団体の設立、運営についての支援、育成を行い、地域力の増進を図ります。
- (3) 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するに当たり、情報の共有を図り、様々な機会を創出するよう努めます。

- (4) 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進の重要性が市民に浸透するように、市民及び職員に対し、啓発、研修等を実施します。

### 3 市民の取組み

市民は、自らの意見と行動に責任を持ち、唐津市全体の利益を考えながら、市民参画、協働及びコミュニティ活動に積極的に参加するように努力します。

## 平成 22 年度予算要求方針(市民協働)

### 1 目 的

市民協働指針(平成 21 年度策定予定)により、市民の自己決定、自己責任のまちづくりを通して自己実現が図れる「まち」を創出するために、「自分たちのまちは、自分たちの手で」のもと市民協働を推進するもの。

### 2 主要事業

- (1) 「市民参画」の推進
- (2) 「協働」の普及
- (3) 「地域コミュニティ」の創出

### 3 事業内容

- (1) 「市民参画」の推進
  - ・自治会等への参画促進 → 地域コミュニティへの展開
  - ・市民提案型施策の社会実験 → 協働化事業への展開
  - ・施策ワークショップの開催 → 市民モニターとの連動
- (2) 「協働」の普及
  - ・協働化事業の実施準備 → 市の全事業のリスト作成 → NPO に委託
  - ・新たな市民活動分野への NPO 組織の拡大
  - ・NPO の組織づくりの支援(運営の助言等)
- (3) 「地域コミュニティ」の創出
  - ・「新たな結」をテーマにワークショップ → 地域課題の整理  
↓  
モデル地域コミュニティの選出、支援
  - ※ 自治会等を中心とした地縁組織の強化

### 4 効 果

- ・地域への誇りと愛着の醸成、生活環境の質の向上 … 人口流出の抑制

- ・満足度の高い施策の展開 … 市政への参画
- ・参加者の自己実現 … 継続的な活動
- ・コミュニティビジネスへの展開 … 新たな雇用の創出
- ・行財政の負担軽減

## 5 課 題

- ・市民エゴの排除
- ・協働化事業への市民、職員の理解
- ・自治会、町内会の活性化

### 市民協働のまちづくり事業スケジュール

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市民協働指針	市民協働指針の策定	市民協働の実施計画策定			
市民参画	市民参画の検討	市民参画の仕組みの構築			
協 働		協働化モデル事業の選定	協働化モデル事業の実施		協働化事業の実施
地域コミュニティ		地域コミュニティモデル地区の選定	モデル地区の活動支援		

## 唐津市定住自立圏中心市宣言

現在の唐津市は、平成17年1月1日及び平成18年1月1日に旧唐津市、旧浜玉町、旧厳木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村の旧1市6町2村が合併を果たし、一つの圏域を形成しています。この地域は、歴史的にも江戸時代から唐津藩として結びつきが強い地域であり、旧唐津市を中心に経済圏や生活圏が形成されてきました。また、昭和46年から合併前までは、一部事務組合の「唐津・東松浦広域市町村圏組合」のもとで共同事業を行い、地域経営の効率化を図ってきました。

この圏域の中核的な役割を担ってきた、旧唐津市には、公共施設、商業、福祉医療、バスや鉄道の交通結節機能など、既に都市機能において一定の集積があり、加えて、現在も、道路整備、ユニバーサルデザイン化の推進、中高一貫校の誘致など都市機能の充実に取り組んでいます。

また、旧6町2村の地域には、中山間地の山々や平坦部の田畑、沿岸部の漁港、まちに潤いを与えてくれる水辺空間など、農業や漁業などを営む生活空間や落ち着いた居住空間があり、上下水道の整備や情報基盤の整備など住民の共生や日常生活を支える機能の充実に取り組んでいます。

こうしたことから、合併後の新市の総合計画においても海・山・川の響きあいが新市の魅力を輝かせ、新しい活力を創る「響創のまちづくり」を基本理念にまちづくりを進めているところです。

わが国の人口は、今後、急速に減少することが見込まれています。唐津市もその例外ではなく、新市の圏域で人口の推移を見ると、1985年（昭和60年）から2005年（平成17年）までの20年間に10,941人減少しています。一方で、高齢化率は、13.5%から24.1%と10.6ポイント上昇しています。このように、今後も人口減少が続き、高齢者数は増加する見込みであり、少子・高齢化、人口減少の進行に向けた対応は喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、人口の流出を食い止め、市民が安心して暮らすことのできる持続可能な地域社会をつくるため、中心地域の商業機能、各種生活関連サービス機能、医療機能の向上など、地域住民の生活を受け止める都市機能を充実させていくべき旧唐津市地域と、生活を守る上で必要不可欠な生活交通の維持確保、地域間の情報格差解消、食料生産、地域コミュニティの形成など、生活機能の充実を

必要とする旧6町2村の地域が担うべき機能を分担すると同時に、それぞれの機能を有機的に連携させ、「定住」のための、暮らしに必要な諸機能を確保することが必要になっています。

このため、旧唐津市を中心地域とし、旧6町2村の地域を周辺地域とした「唐津市定住自立圏」の構築を掲げ、唐津市にふさわしい施策を展開し、圏域全体の総合的なマネジメントを行うことにより、地域間の絆をさらに深め、その暮らしを支え合い、全体として魅力あふれる地域の形成を目指すことをここに宣言します。

平成21年9月8日

唐津市長 坂井俊之



## 定住自立圏形成の背景と取り組み

中心地域となる旧唐津市及び周辺地域である旧6町2村を含めた合併後の唐津市における地域の魅力を向上させていくための基盤となる都市機能の集積状況及び旧6町2村との連携・交流の状況並びに唐津市に居住する住民の生活機能を確保し、「集約とネットワーク」の考え方により展開しようとする取り組みは以下のとおりです。

### ■ 1. 旧唐津市における都市機能の集積状況

公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他行政及び民間分野における都市機能の集積状況は概ね以下のとおりであり、より高次の定住自立圏を形成する中心地域としての機能が確保されています。

	定住自立圏の目指すべき 都市機能	施設名等	摘要・ 定義
医療・福祉	○地域がん診療連携拠点病院	唐津赤十字病院	厚生労働省 H19.3.31 取得
	○脳卒中超急性期医療機能	唐津赤十字病院、河畔病院	第5次佐賀 県保健医療 計画
	○急性心筋梗塞超急性期医療機能	唐津赤十字病院、済生会唐津病院	同上
	○糖尿病による透析医療法を行う機能	済生会唐津病院、唐津赤十字病院、岩本内科、藤崎病院、なばたけ冬野クリニック	同上
	○救急医療体制		
	一次救急医療(初期救急医療)	唐津救急医療センター	
	二次救急医療 (入院を要する救急医療)	<救急告示病院>唐津赤十字病院、済生会唐津病院、唐津第一病院、河畔病院 <病院群輪番制病院>内科3医療機関・ 外科5医療機関	
	三次救急医療(救命救急医療) <地域救命救急センター>	唐津赤十字病院	厚生労働省 H21.4.1 取得
	○地域災害医療センター (地域災害拠点病院)	唐津赤十字病院	第5次佐賀 県保健医療 計画
○地域医療支援病院	唐津赤十字病院	佐賀県指定 H19.7.31 取得	

	定住自立圏の目指すべき 都 市 機 能	施設名等	摘要・ 定義
医療・福祉	○地域周産期医療 (佐賀県二次医療機関)	唐津赤十字病院	第5次佐賀 県保健医療 計画
	分娩対応	久保田産婦人科・麻酔科病院、たなペクリ ニック産婦人科、外町レディースクリニック	
	○地域小児医療センター	唐津赤十字病院	同上
	○医療機関	病院・医院・診療所等(84施設) 歯科(43施設)	
	○児童相談所	佐賀県中央児童相談所唐津分室	
	○母子生活支援施設	双光園	
	○児童養護施設	慈光園	
	○助産施設	唐津赤十字病院附属助産施設	
	○主な児童福祉施設	保育所(18園) 児童館(7館) 児童センター(2施設)	
	○主な高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム(3施設) 養護老人ホーム(1施設) 有料老人ホーム(4施設) 軽費老人ホーム(1施設)	
	○主な障害者福祉施設	身体障害者療護施設(1施設) 重症心身障害児施設(1施設) 知的障害児通園施設(1施設) 知的障害者更生施設(1施設)	
教育	○幼稚園	唐津幼稚園、唐津カトリック幼稚園、唐津 ルーテル幼稚園、すみれ幼稚園、リョーユ ー幼稚園、昭和幼稚園、エルアン幼稚園	
	○中高一貫校	佐賀県立唐津東中学校・唐津東高等学校 早稲田佐賀中学校・高等学校(H22.4月開 校予定)	
	○高等学校	唐津東高等学校、唐津西高等学校、唐津 南高等学校、唐津工業高等学校、唐津商 業高等学校	
	○大学(研究施設)	佐賀大学海浜台地生物環境研究センター	
	○専修専門学校	唐津看護専門学校、唐津ビジネスカレッ ジ、モードリゲル	
	○その他	国立唐津海上技術学校 唐津高等職業訓練校	

	定住自立圏の目指すべき 都 市 機 能	施設名等	摘要・ 定義
情報・娯 楽・文化・ スポーツ	○テレビ主要5局視聴	【テレビ朝日系列】KBC九州朝日放送 【テレビ東京系列】TVQ九州放送 【フジテレビ系列】STSサガテレビ、TNCテレビ西日本 【日本テレビ系列】FBS福岡放送 【TBS系列】RKB毎日放送	
	○ケーブルテレビ局	唐津ケーブルテレビジョン、唐津市	
	○大型文化ホール	唐津市民会館、唐津市文化体育館文化ホール、りふれホール	
	○図書館	唐津市近代図書館	
	○美術館等	河村美術館、近代図書館美術ホール	
	○大型スポーツ施設	佐賀県ヨットハーバー、唐津市文化体育館(柔道場、剣道場、弓道場、相撲場)、唐津市野球場、唐津市陸上競技場、唐津市屋内プール、庭球場、サッカー場・ラグビー場	
商業・金 融	○大規模小売店舗	店舗面積 1,000㎡以上10,000㎡未満 18店舗 10,000㎡以上 2店舗	
	○商店街	唐津中央商店街(中町商店街、呉服町商店街、京町商店街、大手通り商店街) 西唐津商店街	
	○金融機関等	銀行等(24店舗)※ 郵便局(15箇所) 簡易郵便局(3箇所)	※本店及び支店数
交通	○鉄道駅	JR筑肥線:西唐津駅、唐津駅、和多田駅、東唐津駅、虹ノ松原駅(5駅) JR唐津線:西唐津駅、唐津駅、鬼塚駅、山本駅(4駅)	
	○バスターミナル	大手口バスセンター (県外)福岡方面 70本/日 長崎方面 6本/日 (旧6町2村方面) 巖木・相知方面 32本/日 北波多方面 41本/日 肥前方面 55本/日 鎮西方面 25本/日 呼子方面 76本/日 七山方面 38本/日	

	定住自立圏の目指すべき 都 市 機 能	施設名等	摘要・ 定義
交通	○重要港湾	唐津港	
	○高規格幹線道路	西九州自動車道 ・唐津道路(H21.12月全線供用予定) ・唐津伊万里道路(H23年度一部供用予定)	
行政	○国	佐賀地検唐津支部(法務省) 佐賀地方法務局唐津支局(法務省) 唐津税務署(財務省) 伊万里税関支署唐津出張所(財務省) 唐津公共職業安定所(厚生労働省) 唐津社会保険事務所(厚生労働省) 唐津労働基準監督署(厚生労働省) 九州農政局佐賀農政事務所唐津庁舎 (農林水産省) 九州農政局佐賀農政事務所 唐津統計・情報センター(農林水産省) 佐賀森林管理署唐津森林事務所 (農林水産省) 原子力安全・保安院玄海原子力保安検査官 事務所(経済産業省) 唐津海上保安部(国土交通省) 九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎 (国土交通省) 九州地方整備局唐津港湾事務所 (国土交通省) 九州地方整備局佐賀国道事務所唐津維持 出張所(国土交通省) 九州地方整備局武雄河川事務所松浦川出 張所(国土交通省) 自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所 (防衛省)	
行政	○裁判所	唐津簡易裁判所 佐賀家庭裁判所唐津支部 佐賀地方裁判所唐津支部	
	○県	唐津土木事務所 唐津県税事務所 唐津農林事務所 中央児童相談所唐津分室 唐津保健福祉事務所 東松浦教育事務所 唐津警察署	

## ■2. 旧6町2村住民の都市機能利用状況

次表のとおり、旧6町2村の住民も旧唐津市に集積された都市機能を活用しているなど、旧唐津市の都市機能は周辺地域にも及んでおり、旧唐津市がこの地域の住民生活等において中心的な役割を担っています。

一次救急医療(唐津救急医療センター) 地区別患者数

	休日 (人)	小児夜間 (人)	総計 (人)	構成比 (%)
旧唐津市	4,268	3,162	7,430	55.6
旧6町2村	2,266	1,454	3,720	27.8
市 外	1,313	899	2,212	16.6
計	7,847	5,515	13,362	100.0

※平成17年度患者数調べ

二次救急医療(救急告示病院) 地区別患者数

	外来患者数 (人)	割合 (%)	入院患者数 (人)	割合 (%)
旧唐津市	118,477	61.8	89,727	53.1
旧6町2村	54,590	28.5	58,879	34.8
市 外	18,673	9.7	20,459	12.1
計	191,740	100.0	169,065	100.0

※救急告示病院への聞き取り(平成20年)

主な鉄道駅の年間乗降客数

駅 名	乗降客数(人)
唐 津 駅	1,552,876
西唐津駅	319,331
東唐津駅	485,609

※九州旅客鉄道株式会社(平成19年度)

唐津市近代図書館利用状況

	延べ利用者数 (人)	割合 (%)
旧唐津市	80,110	79.6
旧6町2村	19,348	19.2
市 外	1,175	1.2
計	100,633	100.0

※平成20年度利用状況調べ

唐津中央商店街来街客状況

	平日 (%)	休日 (%)
旧唐津市	80.8	73.0
旧6町2村	11.1	14.0
市 外	8.1	13.0
計	100.0	100.0

※平成20年度中央商店街購買動向調査

県立高等学校(旧唐津市内5校)地域別入学者数

	入学者数 (人)	割合 (%)
旧浜玉町	99	11.2
旧巖木町	9	1.0
旧相知町	55	6.2
旧北波多村	19	2.2
旧肥前町	50	5.7
旧鎮西町	41	4.6
旧呼子町	30	3.4
旧七山村	21	2.4
旧唐津市	471	53.5
市外	86	9.8
計	881	100.0

※平成21年度入学者数

旧唐津市内5校:唐津東高等学校、唐津西高等学校、唐津南高等学校、  
唐津工業高等学校、唐津商業高等学校

■ 3. 唐津市に対する通勤通学割合

旧6町2村から旧唐津市への通勤・通学者数の状況

旧6町2村から都市機能集積地域である旧唐津市に対し、従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する従業者数及び通学者数で除して得た数値(以下、「通勤通学割合」という。)は次表のとおりであり、旧唐津市はこの地域における住民生活等において中心的な役割を担っています。

旧6町2村からの状況

	常住就業者・ 通学者数(人)	うち旧唐津市での 従業・通学者数 (人)	割合 (%)
旧浜玉町	4,106	1,402	34.1
旧巖木町	2,476	359	14.5
旧相知町	3,790	1,137	30.0
旧北波多村	2,154	901	41.8
旧肥前町	3,189	1,186	37.2
旧鎮西町	2,794	843	30.2
旧呼子町	2,306	634	27.5
旧七山村	857	263	30.7
計	21,672	6,725	31.0

※平成12年国勢調査結果



#### ■4. 展開しようとする取組

広域合併を果たした本市において、合併後の面積が487平方キロメートルという広大な圏域の中で中核的な役割を担ってきた旧唐津市には、公共施設、商業、福祉医療、バスや鉄道の交通結節機能など、既に都市機能において一定の集積があり、また、旧6町2村の地域には、中山間地の山々や平坦部の田畑、沿岸部の漁港、まさに潤いを与えてくれる水辺空間など、農業や漁業などを営む生活空間や落ち着いた居住空間があり、都市様態の異なる地域を抱え行政運営を行っています。

中心地域の商業機能、各種生活関連サービス機能、医療機能の向上など、地域住民の生活を受け止める都市機能を充実させていくべき旧唐津市地域と、生活を守る上で必要不可欠な生活交通の維持確保、地域間の情報格差解消、食料生産、地域コミュニティの形成など、生活機能の充実を必要とする旧6町2村の地域が担うべき機能を分担すると同時に、それぞれの機能を有機的に連携させ、「定住」のための、暮らしに必要な諸機能を確保することが必要です。

こうした観点から、定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図り、「集約とネットワーク」の考え方を基本として展開しようとする取組は、以下のとおりです。

#### ① 生活機能強化のための取組

##### a) 医療

###### ・地域医療センターエリア構想の実現

圏域における地域医療体制充実のため、周産期医療、小児医療、救急医療等のシステム構築のほか、7つの離島の緊急患者用ドクターヘリが離発着できるヘリポートを併設した「地域医療センターエリア」の整備について支援を行います。

###### ・周産期、小児医療体制の充実

医師の確保が困難なために、不安を抱える周産期医療体制及び小児医療体制の充実を図り、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを進めます。

##### b) 福祉

###### ・障害者福祉の充実

障害のある人の総合的な支援拠点を整備し、障害者福祉の充実を図ります。

###### ・保育所統廃合

保育所の統廃合を行い、新たに認定こども園を設置するなどし、市民ニーズに合った保育所運営の推進を図ります。

##### c) 教育

###### ・中高一貫校開校支援

早稲田佐賀中学校・高等学校開校による教育環境及び教育水準の向上推進を目

指します。

・大学連携の推進

大学連携市民公開講座等の開催により、広く市民に学習・研究機会の場を提供します。

d) 土地利用

・再開発ビル建設支援

中心市街地再建のリーディングプロジェクトとして、再開発ビル建設を支援し、圏域の中心部としての機能を維持します。

・特別用途地区の都市計画決定及び建築制限条例の制定

特別用途地区を中心市街地周辺部の準工業地域に都市計画決定することにより、中心市街地周辺部における大規模集客施設の立地を制限し、中心市街地の活性化と都市機能の集約を図ります。

e) 産業振興

・産学官連携・水産業活性化支援センター(仮称)整備

大学や企業と連携して、水産課題の研究ができる研究所を整備し、水産業の振興を図ります。

・企業誘致

葦木工業団地をはじめとする市内の企業立地適地への企業誘致活動を推進し、自主財源の確保、雇用創出、地場産業の振興を図ります。

・簡易水道の統合等

簡易水道と上水道の統合を進め、水道配水施設のネットワーク化及び広域化を図ります。

・新エネルギー活用推進

太陽光発電や風力発電等の推進により、環境に配慮したまちづくりを目指すとともに、新たな産業の振興を図ります。

・漁協合併支援

漁業協同組合の合併を支援し、漁業者の経営力強化を図ります。

・大学との連携

大学の研究機関との連携を深め、研究機関の誘致とともに、圏域内の各産業との共同研究、研究成果の事業化を進め、地場産業の活性化を図ります。

f) その他

・上記のほか、生活機能強化に関する分野に取り組みます。

## ② 結びつきやネットワーク強化のための取組

### a) 地域公共交通

- ・地域公共交通総合連携計画の策定並びにコミュニティバス運行制度実証試験  
唐津市地域公共交通総合連携計画を策定し、高齢化が進む周辺地域において、地元自治会等が行うコミュニティバス運行実証試験を後押しし、唐津型コミュニティバス運行モデルを構築します。
- ・生活路線バスのバリアフリー化・環境対応型車両への更新促進  
低床型車両導入による、路線バスのバリアフリー化を支援します。  
低燃費・低環境負荷型車両への更新を支援し、運用コストの削減によるバス事業者の経営健全化を図るとともに、生活路線バスの運行を維持します。
- ・離島航路のバリアフリー化  
浮き桟橋が整備されていない地区の離島航路発着所に浮き桟橋を整備し、バリアフリー化を推進します。
- ・バス路線のICカード導入の支援  
路線バスへのICカードシステム導入を支援し、乗客の利便性向上を図ります。

### b) デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

- ・全市光ケーブル網の有効活用  
圏域全体をカバーする光ケーブル網を活用し、情報格差の解消とユビキタス社会の実現に向けたICTインフラの整備を行います。
- ・次世代型ツーリズムを目指した観光ユビキタスの整備  
観光施設をつなぐサイン整備とリアルタイムな観光情報の発信により、イベント情報、体験観光情報、旅館・飲食店、駐車場等の情報のほか、乳幼児一時預かりや医療情報など、利用者(主に来訪者)のニーズに即した情報を提供します。

### c) 道路等の交通インフラの整備

- ・西九州自動車道の整備促進及び連絡道路の整備
- ・佐賀唐津道路の整備促進
- ・唐津港の整備促進

地域力

### d) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

- ・食の祭典「鍋まつり」の開催による圏域全体における地産地消の推進
- ・地場農畜水産物取扱関係者間の情報交換システム構築による地産地消の促進  
圏域内に点在する地場農畜水産物(一次産品)取扱業者間で入荷・販売状況等の情報を交換するシステムを構築することにより、給食等食材の安定供給が必要な施設での地場産品食材使用率の向上を図ります。

### e) 地域内外の住民との交流・移住促進

- ・中国や韓国の友好姉妹都市との交流促進

揚州 / 麗水, 齊州島 西帰浦 (そまほ) (よりす)

友好姉妹都市との交流促進により、交流人口の増加を図ります。

・福岡都市圏との交流促進

福岡市から唐津市にかけての国道202号線を中心とした玄界灘風景街道活動による都市間交流の促進を図ります。

・インターンシップの促進

近隣大学(九州大学、佐賀大学)の学生を対象とした、インターンシップの推進により、定住促進を図ります。

・グリーン・ツーリズムの推進

市民や都市住民及び高齢者が気軽に農業体験ができるよう、グリーン・ツーリズムの普及や市民農園の開設等の支援を図ります。

・ATA事業の推進

民泊や体験型観光の推進により、交流人口の増加を図ります。

② 唐津の魅力継承 (唐津検定)

圏域が持つ地域資源の有効活用を行い、交流人口の増加を図ります。

・コミュニティFMの整備

地域に密着したコミュニティFMの整備を支援し、圏域内の賑わい創出、地域の一体感の醸成を図るとともに、防災情報の発信により、安全・安心なまちづくりの推進を図ります。

③ 市民協働の推進 まちづくりNPO

新たな公の創出のため、「市民参画」、「協働」、「地域コミュニティ」を基本方針として市民協働の推進を図り、地域力を向上させます。

f) その他

・上記のほか、結びつきやネットワークの強化に関する分野に取り組みます。

③ 圏域マネジメント能力強化のための取組

a) 人材の育成

・大学連携による人材交流及び職員研修

包括協定締結大学(九州大学、佐賀大学、早稲田大学公共経営研究科)との連携による人材育成を行います。

b) 外部からの行政及び民間人材の確保

・まちづくりコーディネーターの招聘

まちづくりコーディネーターによる中心市街地活性化の推進を図ります。

c) その他

・上記のほか、圏域マネジメント能力強化に関する分野に取り組みます。



# 定住自立圏構想

～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

「定住自立圏構想」とは

わが国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれています。今後は、三大都市圏でも人口減少が見込まれますが、特に、地方圏においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれています。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

また、地域主権の確立のための制度的見直しに伴い、基礎的自治体である市町村の役割が増すこととなります。さらに、行政と地域住民、NPO、企業等との協働、連携による地域の絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会に転換していく必要があります。

定住自立圏構想は、このような問題意識の下で、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

平成21年4月から全国展開し、現在、各地で取組が進んでいます。

## 定住自立圏のイメージ



定住自立圏に関するご意見、ご質問は、[teijyu-jiritsu@soumu.go.jp](mailto:teijyu-jiritsu@soumu.go.jp)まで  
 (担当: 総務省地域力創造グループ地域自立応援課)

新着情報

平成22年7月2日 ホームページを更新しました。

# 定住自立圏構想推進要綱の概要

## 中心市

- ①人口：5万人程度以上  
(少なくとも4万人超)
- ②昼夜間人口比率：1以上  
(合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。)



### ①中心市宣言

○中心市と連携する意思を有する周辺市町村の意向に配慮しつつ、地域全体のマネジメント等において中心的役割を果たす意思等を公表



## 周辺市町村

- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村
- ※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断



## 周辺市町村



## 周辺市町村



## ②定住自立圏形成協定

協定

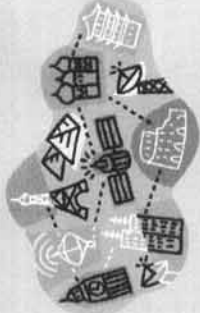
○人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担し、連携していくことを明示

協定

## 定住自立圏の形成

### ③定住自立圏共生ビジョン

- 中心市が策定
- 定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取組を記載



定住自立圏同士の連携も期待

高次都市機能を有する都市を中心市とする  
定住自立圏

連携

基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏

1



## 唐津市定住自立圏構想のイメージ

### ①生活機能の強化に係る政策分野

- ①医療体制の充実
  - ・地域医療センターエリア整備
- ②福祉の充実
  - ・障害のある人の総合支援拠点整備
- ③ライフラインの強化
  - ・簡易水道と上水道の統合
  - ・水道配水施設のネットワーク化
- ④産業振興
  - ・地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
  - ・蔽木工業団地への企業誘致

### ②結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ①新たな公の創出
  - ・唐津型地域コミュニティの構築
- ②地域資源の活用
  - ・地域資源のネットワーク化
  - ・唐津の魅力継承事業
- ③地域公共交通の充実
  - ・コミュニティ運行モデル構築
  - ・路線バスのバリアフリー化
  - ・離島航路のバリアフリー化
- ④コミュニティFMの整備

### ③圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ①人材育成
  - ・大学連携による人材交流
- ②外部からの行政人材及び民間人材の招聘
  - ・まちづくりコーディネーターの招聘など



佐賀新聞 2009年(平成21年)9月13日

有田町と進める「定住自立圏構想」で、中心市宣言をした伊万里市。指針となる「共生ビジョン」策定などで魅力ある地域形成を目指す



**定住自立圏構想** 人口5万人以上などの条件を満たす市が中心市となり、周辺自治体と医療や教育、交通などの分野で連携する施策。中心市に年間約4000万円、周辺自治体に同約1000万円の特別交付税が交付される。唐津市も8日に中心市を宣言した。

## 定住自立圏構想

総務省が進める「定住自立圏構想」に佐賀県内で初めて伊万里市と西松浦郡有田町が取り組む。中心市と周辺自治体が同じ生活圏を形成する広域連携だが、全国的にもまだ実現例のない構想だけに、いかに具体性の高い施策を打ち出せるかが鍵になる。医療や教育、雇用など地域共通の課題に対応するため、住民を巻き込んだ早急な議論が求められる。

定住自立圏構想は生活圏として行政や民間同士が緩やかに連携する。両市町は合併こそしなかったが、ともに焼き物や農産物の全国ブランドを持ち、自治体病院統合など共通の課題も多い。取組拡大など各種産業の緊密化を図るとともに、医療、福祉分野など住民サービスの相互補完を目指し、連携を決めた。

両市は来年1月上旬に定住

自立圏形成協定を締結し、2月上旬に実施する5年間の共生ビジョンを策定する方針。ビジョンの骨格としては自治体病院の統合、西九州自動車道の整備促進、伊万里半や有田焼などの取組拡大などを想定する。

協定締結には両議会の議決が必要。8日に圏域づくりで中核的役割を担う「中心市」となることを宣言した伊万里市は12日議会に関連議案を上程する方針で「締結後に懇談会を設け、積極的に両市町の住民の意見を反映させる」としている。

都市部への人口流出や厳しい財政状況の中、地方は今、いかに存続していくかが課題となっている。互いのメリットを生かし合う同構想が、今後の広域連携を考える上での指針になるのは間違いないが、ビジョン策定までのスケジュールにはわずかな余裕もない。住民の生活レベルや地域の魅力を高めるためにも、早急な議論の場が必要だ。

(伊万里支局・武田和也)

## 住民レベルの議論必要



## からつ大学交流連携センター

大学の研究成果や技術を市民や企業に橋渡しする「からつ大学交流連携センター」がオープンし約1カ月がたった。講演会の講師派遣の依頼など市民からの要望も寄せられ始め、滑り出しは上だ。ただ国の支援は3年間の期限が付き、大学の「知恵」を生かし、いかに業績を積み上げ地域に必要な施設に成長していくか。これらが正念場だ。(唐津支社・宮里 光)

地元には大学がない唐津市は、佐賀大はじめ九州大、系属の中高一貫校を開校する早稲田大と相次ぎ協定を結び、これまで、呼子の力を首都圏に搬送する実験などに取り組んできた。センターは、大学と市民を結ぶ地域拠点で、全国的にも珍しい取り組みだ。従来の協力を関係からさらに踏み込み、3大学を市民レベルで活用、地域づくりに生かしているという構想を描いている。昨年9月に市役所近くの商

店街に事務所をオープン。スタッフ6人が常駐、市民から寄せられた相談はこれまで41件に上る。スタッフ代表の藤岡継美さんは「市域も広く、市民への周知はまだまだと課題を示した上で、「思った以上にさまざまな相談が寄せられている」と手応えを話す。これまで講師紹介のほかにも、金蘭関係のメーターから研究者の紹介を依頼されたり、高校生からインターネットのショッピングモールの開設方法の相談を受けるなど

# 地域課題に「知」活用

地域課題の解決に向けて取り組むスタススタッフ  
＝唐津市刀町の「からつ大学交流連携センター」



からつ大学交流連携センター業務は九州大学が100%出資する「産学連携機構九州」が受託している。機構の主な業務である研究成果の企業への技術移転だけでなく、市民からの細かい要望にも、九州大、佐賀大、早稲田大と連絡、調整して対応する。

3年間に限られていることだ。スタッフはじめ市の関係者は、何らかの形でその後も存続を望んでいるが、経費面などの問題も絡み、将来像は描けていないのが現実だ。

センターが地域の課題について包括的・持続的に取り組める貴重な存在であることに異論はない。地域づくりを担う人材を育てる意義も大きい。市民から「地域のために必要不可欠な施設」という評価が得られれば、展望も開けてくる。そのためにも、市民の要望や地域の課題に一つ一つ応え、業績を積み重ねていくことが重要になる。

## 実績積み重ね定着図れ

内容も多岐にわたるといふ。このほか大学の豊富な人材を生かした各種講演会や留学生による料理教室、学生サークルによる英語会など、センターの存在を市民に周知する働きも活発だが、活動の中で最も注目されるのは、スタッフ自身による「地域課題」への取り組みだ。

地場企業の支援や中心商店街の活性化、離島振興などそれぞれにフィールドを持ち、現場をリサーチ中だ。「まだ準備段階だが2度、3度足を運び親なじみになった市民からは、いろんな意見が聞けるようになった」と藤岡さん。今後、把握した地域の課題を、大学の知恵をフル活用し、解決策を探る予定だ。

ただ、運営面の課題は国の支援(合計8200万円)が



# 先進的まちづくり推進 大学の知財を活用

## 唐津市 協働連携で協定 早稲田大

唐津市と早稲田大学大学院公共経営研究科は十四日、自治体経営やまちづくり、人材育成などの分野で協働連携を進める協定に調印した。同市は百二十五周年を迎えた大学の知財を活用し、先進的なまちづくりのモデルを目指していく。



早大創設者大隈重信が佐賀市出身の縁で、同研究科が昨年、「大隈地域創成講座」を唐津市などで実施。その際、恒常的な連携の話が持ち上がり、準備を進めてきた。二代目学長は唐津出身、天野為之で「縁深いもの」(同市)があり、市は同研究科に職員も派遣している。

人材育成などで協働連携協定を結んだ坂井俊之唐津市長(左)と早稲田大学大学院の石田光義公共経営研究科長(東京都新宿区)早大隈会館

調印式では坂井俊之市長と石田光義・同研究科長(教授)が協定書に署名した。坂井市長は「早大の先進、成功事例などいろんな具体的アイデアを得ながらまちを活性化したい」、石田教授は「自治体経営や地域活性化の課題に対し、連携を深めて共に活動する機会を広げていきたい」と語った。市は豊かな自然、文化を活用した事業を検討し、教育・研究の実践の場を提供する。同市が大学と協定を結ぶのは佐賀大、九州大に続いて三校目。早大は県と包括的な協定を昨年十二月に結んでいる。また唐津市では早大OBらが系列校を目指した中高一貫校開設計画が進められている。

(辻村)

## 焼き物文化の振興テーマ

文化芸術の振興方を考える文化庁の「文化芸術懇談会」が十二月八日午後二時から、鳥栖市宿町の鳥栖市民文化会館で開かれる。青木保文化庁長官と重要無形文化財保持者(人間国宝)の陶芸家、十四代酒井田柿左衛門さん(西松浦郡有田町)と井上壺さん(同)、中島宏さん(武雄市)らが「焼き物文化の振興」をテーマに意見を交わす。

来月8日鳥栖で文化芸術懇  
人間国宝3氏も出席

懇談会は文化庁が二〇二一年度から、地域文化の保存や継承などを主題に全国各地で実施。今回は県と共同で開く。当日は文化庁が策定している「文化芸術の振興に関する基本的な方針」などの説明に続いて、「焼き物文化の振興」と題して座談会を行う。地元の出演者は、県が誇る三人の人間国宝である酒井田さん、井上さん、中島

さんのほか、テーブルコーディネートーターの田中ゆかりさん、大隈康二県立九州陶磁文化館館長。青木長官を交え、議論する。司会は重信賢太郎佐賀新聞社論説委員長が務める。聴講申し込みはメールで受け付けており、締め切りは十八日午後五時。申し込み用紙は文化庁ホームページから取り定める。問い合わせ、申し込みは県私学文化課、電話0952(25)73550。(榎井)

# 合併で停滞「郡部に元気を」

# 住民自治支援モデル地区



合併後の住民自治と行政サービスのあり方を探ろうとスタートした早稲田大との研究プロジェクト。職員約40人が指導の2教授から講義を受けた＝唐津市役所

## 唐津市、早大と共同研究

早稲田大と連携して自治体のあり方を探るプロジェクトに取り組んでいる唐津市は、本年度の活動として住民自治を支援するモデルづくりに乗り出す。「合併で元気がなくなった」と指摘される旧郡部で、住民ニーズと行政サービスが合致しているかなどを検証。自治活動の停滞が目立つ周辺地域に「元気」を取り戻す試みとなる。

## 地域要望とのズレ検証

市は2007年、早大と協定締結。「公共経営改革研究プロジェクト」として、行政の事業評価や窓口サービスの改善などの研究に取り組んできた。本年度は、住民アンケートで「合併で旧郡部に元気がなくなった」などの意見が目立つことから、地域の自治活動と行政の支援を円滑に組み合わせる地域経営のあり方をテーマに据えた。

早大大学院の石田光義教授と山田治徳教授の指導を受けながら、本庁と8支所から募集した職員12人が2班に分かれ研究する。2地区をモデル地区に選び、地域おこしに取り組み住民らと行政サービスを「ズレ」がないかを検証。全国の先進事例を踏まえ、事業見直しや新たな制度づくりを11月までに提言、来年度当初予算に政策として反映させる。

このほど、石田、山田両教授が若手職員約40人に講義し、プロジェクトがスタートしている。市企画政策課は「日常業務を抱えながらの研究で、どこまで質の高い成果を出せるか未知数だが、地域が疲弊する中、限られた財政で行政と住民がそれぞれにできることは何か、対症療法に終わらせない制度設計をしたい」と話す。

(桑原)

# 唐津市「着地型旅行」企画

## 民間と連携 全国に売り込み

唐津市は新たな観光戦略として、自ら旅行プランをつくって観光客を呼び込む「着地型旅行」を企画した。第一弾として、11月の「唐津くんち」と「唐津うまか博」に合わせた1泊2日のプランを地元旅行会社と共同で企画。専門ガイドを付けるなど付加価値をつけて既存の旅行と差別化する。旅行会社約5500社でつくるANTA（全国旅行業協会・アンタ）のネットワークを使って売り込む。

「着地型旅行」は、旅 共同企画した。の到着地の旅行業者らが プランは、唐津くんち企画する旅行プラン。地 最終日の11月4日と5日に詳しい人が企画する 日、唐津うまか博前日のこと、大手旅行会社な 同13日と14日のいずれもどが出発地で企画する 1泊2日で、2コースずつ「発地型旅行」とはひと つを用意した。メインの味違う企画ができる。 イベントに、旧高取邸、唐津市は、ANTAの 名護屋城博物館、唐津焼業務委託会社「全旅」が の窯元巡りや作陶体験、全国の着地型旅行を集 呼子の朝市、モミジで有約、販売するキャンペーン 名な環境芸術の森（厳）に参加。市観光課と市 木町）の散策などを組み内のANTA加盟6社で 合わせ、2日間で10カ所

### 第1弾 唐津くんち／うまか博 1泊2日

近くを回る。くんちや文化施設見学時にはガイドや学芸員が案内する。

プランでは、宿泊先、目的地までの交通手段や料金、見学を含めた所用時間、食事の内容などを紹介している。今回のプランは、九州、中国、四国の旅行会社が対象で、新たに観光ルートを加えて2泊3日にするなどアレンジもできる。市のプランを基にした旅行が催行されれば、旅行会社に企画料が入る。

市観光課は「全国に唐津をPRする新たな手段。今後も唐津の魅力を詰め込んだプランを提案して誘客を図り、地域の活性化につなげたい」と話す。

（谷口）



論説

鳥栖市で「地域自治組織」づくりへ向けた動きが始まっている。まちづくりの課題に小学校校区単位で取り組む組織で、市民協働を推進するのが狙い。大都市に比べコミュニティがしっかり成り立っている地域だが、今の活動の担い手が高齢化する10年後を見越した活性化の試みだ。

■広域の小学校区で

地域自治組織は、鳥栖市まちづくり検討委員会が橋本康志市長に構築を提言した。77町区単位にある自治会や民生委員会、婦人会、老人会、ボランティア団体、NPOなどの市民団体に参加を呼びかけて、町区よりも一段と広域の小学校7校区につくる。

活動拠点となるのは、校区ごとにある公民館と老人福祉

地域自治組織

「市民協働」推進の試み

センター。専任の職員を置いて各種団体に交付されている補助金を包括して財源にし、それぞれ地域の課題に対応する。新年度を準備期間として2011年度から本格実施する、としている。これまで対象地域ごとに説明会を開いたが、住民側の反応はいまひとつで、まだ見極めの段階にあるようだ。

住民にとって気になるのは、従来の自治会とどう違うのかという点。大差がなければ「面倒なことほ避けたい」と拒否反応が先に出がちだろう。提言でポイントとなるのは、NPOやボランティア団体、企業などを可能な限り構成団体に取り込む、としてい

る点である。それによって、これまで地域活動を担ってきた自治会や民生委員会、婦人会、老人会などと異なる視点と、社会変化に対応した活動の広がりがある、としている。たとえば期待できるだろう。たとえば障害者福祉団体がある地域では、共同事業に取り組むことによって、より深い理解と新

な包括的交付金とすることが望ましい」としている。高齢化で子どもがほとんどいなくなったり、防犯や防災、道路など地域特有の重要課題がある。その地域事情に即した事業を優先することで効果を上げることもなるだろう。地域自治組織は「平成の大合併」が展開された時期に注

るようだ。住民にとつて気になるのは、従来の自治会とどう違うのかという点。大差がなければ「面倒なことほ避けたい」と拒否反応が先に出がちだろう。提言でポイントとなるのは、NPOやボランティア団体、企業などを可能な限り構成団体に取り込む、としてい

る点である。それによって、これまで地域活動を担ってきた自治会や民生委員会、婦人会、老人会などと異なる視点と、社会変化に対応した活動の広がりがある、としている。たとえば期待できるだろう。たとえば障害者福祉団体がある地域では、共同事業に取り組むことによって、より深い理解と新

な包括的交付金とすることが望ましい」としている。高齢化で子どもがほとんどいなくなったり、防犯や防災、道路など地域特有の重要課題がある。その地域事情に即した事業を優先することで効果を上げることもなるだろう。地域自治組織は「平成の大合併」が展開された時期に注

行政が担っていた部分を地域自治組織が受け持つことで、スピーディーに地域課題を解決する可能性はある。ただ、住民への業務の押しつけとなっては元も子もない。地域の運営に関心を払い、奉仕する。それは住民の主體的な判断に任せられている。地域における課題解決に取り組む住民活動を、行政が支援することが市民協働の本来の姿である。そのことを忘れてはならないだろう。

(宇都宮忠)

# 地域コミュニティ組織づくりの手順

—嬉野市地域コミュニティづくりの経験から—

経済学部教授 長 安六

## はじめに

平成の大合併で誕生した新生「嬉野市」は、合併に先立って平成17年に嬉野町塩田町合併協議会が策定した『まちづくり計画』のなかで、まちづくりの基本方向として「世代をこえて住み続けるまち」「個性輝く魅力あふれるまち」「活力ある自治先進のまち」「みんなで創る自立のまち」の4本柱を掲げるとともに、施策展開の基本方針と主要施策のなかでそれぞれ「だれもが参画できる協働と自立のまち」を掲げている。さらに、これに関連してリーディングプロジェクトの一つとして「住民自治促進プロジェクト」を立ち上げ、住民自治体制づくりとして「学校区や大字、またはそれらを組み合わせた地域を単位とし、コミュニティの活動を総合的に運営・支援する『地域コミュニティ協議会』を創設」して、住民自治活動を推進すること、そのための拠点として「コミュニティセンター」を配置することを明記している。

初代市長の谷口太一郎市長は就任後、早速、嬉野町と塩田町の合併の申し合わせ事項である地域コミュニティづくりに着手され、地域コミュニティ審議会を設置された。その審議会の専門委員として私が招聘を受けることになり、その後に設置された地域コミュニティ推進協議会も含めて座長としての大役を務めさせていただいた。

地域コミュニティづくりについては佐賀地域経済研究会でも以前取り上げ、九州の先進地である福岡県宗像市の担当者の方を研究会に招いて話を聞かせていただき、実際に視察に行くなどの取り組みをしたことがある。地方分権を推進していく地方自治体が行うべき今一つの分権、地域分権の受け皿として地域コミュニティづくりが絶対に不可欠であると思っていた私自身もこの間、大いに関心をよせていた。佐賀県内の自治体で初めての取り組みに研究者の立場で参加させて戴き、貴重な体験をさせていただいたことに感謝している。

唐津市から提案された今回の共同研究の課題に答えるためには、佐賀県における地域コミュニティづくりの先進地ともいえる嬉野市の取り組みを紹介することが最善の策であるとの認識のもとに、嬉野市の了解を得て、二つの審議会での取り組みを中心に嬉野市の地域コミュニティづくりの過程を纏めさせていただくことにした。紙数の制約があり掲載できない資料など沢山あるが、唐津市を始めとする他の自治体で地域コミュニティづくりに着手される際の貴重な手掛かりになるものと確信している。

## 1. 地域コミュニティ審議会による「地域コミュニティ基本方針」づくり

嬉野市では「地域コミュニティ審議会設置条例」を平成18年7月1日付けで制定し（条例第183号）、これに基づいて市民団体の代表、公募の市民及び市の幹部職員等からなる16人の委員による審議会を設置するとともに、同審議会に対して市長から「嬉野市地域コミュニティ基本方針」の策定を諮問している。この審議会は、7月からほぼ月1回のペースで8回開催され、地域コミュニティの学習、先進地の宗像市の吉武地区地域コミュニティセンターの視察、各委員による自らのコミュニティのあり方に関するレポートづくりなどの取り組みを踏まえて、基本方針の案文づくりを行なうとともに、地域コミュニティを市民に分かりやすく紹介するために啓発ビデオの作成も手掛け、19年3月8日に諮問内容の「嬉野市地域コミュニティの基本方針」を市長に答申している。



詳細は、資料1の「嬉野市地域コミュニティ基本方針」に委ねるとして、ここではそのポイントとなる部分について審議の経緯を含めて概説しておきたい。なお、盛り込まれた項目は、1. 基本方針の位置づけ、2. コミュニティの背景、3. コミュニティの現状、4. 地域コミュニティ形成の理念、5. 地域コミュニティの区域、6. 地域コミュニティの組織の6項目からなっている。

#### ① 地域コミュニティの必要性について

今なぜ地域コミュニティづくりなのか、地域コミュニティの必要性については地域コミュニティとはそもそも何なのかから始まって、その必要性を広く市民に周知する必要がある。審議会ではまず、委員相互の勉強会から始めるとともに、関係者向けには9月30日に開催された嬉野市合併記念式典での記念講演「コミュニティによる嬉野市のまちづくり」の開催や市長自らによる「地域コミュニティづくりのアピール」の作成と区長会を始めとする地域住民への啓蒙活動、啓発ビデオの作成と活用等の取り組みがなされている。

#### ② 地域コミュニティの名称

「地域コミュニティ」という名称については嬉野市民にあまり馴染みがないことから、何か代わるネーミングができないかという意見が委員の間で出され、「市民公益活動」、「地域共同体活動」、「市民による住みたい地域づくり活動」、「市民公共活動」、「地域自治活動」、「結び合い運動」、「地域のみんなでもっこもっこ活動」、「ゆい、ルネサンス活動」、「結び合い、助け合う地域づくり活動」、「さ～、かたんしゃい活動」、「寄り合い、もやい活動」、「ほっとホット運動」等の具体的な代案が出され検討された。しかしながら、どれも今一つ、目指す取り組みの名称としては不具合でピタッとくる名称案が出なかったことと、宗像市を始めとする先進地では既に「地域コミュニティ」という名称が定着しており、目指す取り組みもこれと同じであることから、住民主導による新しい地域づくりの取り組みとしては却って馴染みのない「地域コミュニティ」という名称がふさわしいのではないかということになった。

#### ③ 地域コミュニティの区域

アンケートでは、これまでの行政区で良しとする意見が多くみられたが、区レベルでは少子高齢化でコミュニティの再生が難しい為、公民館活動を始めとする区レベルのコミュニティ活動を今後も前提とし、相互の連携や補完機能を担うものとして校区レベルでの新たなコミュニティ組織が必要であることを確認し、小学校区域か中学校区域かのいずれかで検討した結果、大方の意見として小学校区域をすることに落ち着いた。但し、小学校区域については嬉野市の場合、3,000世帯もある嬉野小学校区と100世帯に満たない大野原校区まで大小の開きがあることから、分割・統合も視野に入れ、判断はそれぞれの校区の話し合いに委ねることになった。

#### ④ 地域コミュニティの組織

地域コミュニティの組織については、視察した先進地の宗像市の地域コミュニティ運営協議会の組織を参考に一般的なモデルを示し、具体的な組織づくりは夫々のコミュニティの自由裁量にゆだねることになった。

## [資料1] 嬉野市地域コミュニティ基本方針

### 1. 基本方針の位置づけ

平成 17 年に策定された嬉野町塩田町合併協議会『まちづくり計画』は、まちづくりの基本方向として「世代をこえて住み続けるまち」「個性輝く魅力あふれるまち」「活力ある自治先進のまち」「みんなで創る自立のまち」の 4 つの柱を掲げ、3 番目と 4 番目の柱に関連して、施策展開の基本方針と主要施策のなかでそれぞれ「だれもが参画できる協働と自立のまち」を掲げています。さらに、これに関連して、最優先事業として位置づけられているリーディングプロジェクトの一つとして、「住民自治促進プロジェクト」を立ち上げ、住民自治体制づくりとして「学校区や大字、またはそれらを組み合わせた地域を単位とし、コミュニティの活動を総合的に運営・支援する『地域コミュニティ協議会』を創設」して、住民自治活動を推進すること、そのための拠点として「コミュニティセンター」を配置することを明記しています。

ここに掲げる「嬉野市地域コミュニティ基本方針」は当該『まちづくり計画』に明記された内容に即して、嬉野市において地域コミュニティづくりを進めていくための具体的な方針を定めたものです。

### 2. コミュニティの背景

コミュニティの語源は「お互いに贈りものをする社会」です。それは、今でも農村部に残っている「結い」や「お裾分け」、「手づくり」の互助社会、暮らしの世界に他なりません。そしてそこに一番深く関わっているのが、子供であり、お年寄りであり、主婦です。私たちの全ての営みは、究極のところ、この生活世界を豊かにすることを中心になさなければなりません。

地域の資源(自然資源、文化的資源、歴史的資源、人的資源)の掘り起こしと活用こそが豊かな地域コミュニティづくりの基本です。

### 3. コミュニティの現状

人間関係の希薄化や少子高齢化などの社会的環境の変化により、地域では多くの課題を抱えています。区・班のような地縁組織から NPO などの志縁組織まで、総じて CSO(市民社会組織)と呼ばれる多くの組織が懸命に地域活動に取り組んでいます。組織率の低下、無関心層の増大など種々の問題が顕在化してきています。

今、地域社会では、人とひととの結びつきが薄くなり、孤立化しやすい傾向にあります。そのため、子育てや保育・教育の悩み、高齢者の問題を一人で抱え込み、問題が深刻化する状況を招いています。さらに、地域の住環境整備、美化、防犯、防災など個人の力では解決できない問題が増えています。

嬉野市においては、農村部を中心にまだまだ良好な人のつながりがありますが、このような解決すべき課題が増加傾向にあります。一定の範囲の地域の一人ひとりに共通する問題や地域の課題を見つめ直し、これを私たち自身の問題・課題として共有し、知恵や力を合わせて解決することが求められています。

### 4. 地域コミュニティ形成の理念

嬉野市の各地域が均衡ある発展をしていくには、個々の地域の課題をそれぞれの地域で柔軟に解決できるような体制づくりが必要です。個々の地域の足腰を強化するために、地域ごとに一定の役割と責任をもって自治を行う組織として「地域コミュニティ」を新たに組織し、地域分権を推進するとともに、住民と行政がそれぞれの役割と責任を担いつつ、協働するまちづくりに取り組みます。

この地域コミュニティは、そこに住む一人ひとりの市民や、先人たちが育んできた地域の自然、歴史、文化、伝統技術を生き生きと輝かせる場です。このような場をより豊かなものにしていくためには、住民が“自分たちのことは、自分たちで決定し、行動する”自覚を持つことが重要です。

新市においては、行政が担う地域振興のための各種施策とあわせて、地域自治組織を強化し、主体的な自治活動を促すための意識の醸成に努めるなどの支援を積極的に行います。

### 5. 地域コミュニティの区域

本市には現在、88 の行政区がありますが、500 世帯を超える大きい区から 20 世帯前後の小さい区まで、その規模はまちまちです。概して旧嬉野町が区の数が少なく 1 区当たりの世帯数が多いのに対し、旧塩田町は区の数が多く、1 区あたりの世帯数が少なくなっています。

地域コミュニティの範囲としては、一般的には、中学校区と小学校区の二つが考えられますが、全国的傾向としては、地域の人々の顔が見える小学校区を範囲とする自治体が多くなってきています。嬉野市の場合もこれらの先進事例に倣って、地域コミュニティの区域としては原則として小学校の校区とします。但し、3 千世帯近くある嬉野校区のような大きな校区については幾つかの地域コミュニティに分け、百世帯に満たない大野原校区のような小さい校区については近隣の校区と一緒に地域コミュニティにすることも考えられます。

### 6. 地域コミュニティの組織

小学校区を範囲とする新たな地域自治組織としての各地域コミュニティが具体的な事業活動を行うには、それぞれの地域にあった独自の組織が必要です。ここでは、先進地域の事例をもとに地域コミュニティ組織の基本的なモデルを提示します。

#### 1) 地域コミュニティ運営協議会

地域コミュニティの住民が、総意に基づいて連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図るために、地域コミュニティ運営協議会を設置します。

##### (1) 協議会の役員

協議会に以下の役員を置きます。

会長(1 名)、副会長(3 名)、事務局長(1 名)、区長会長(1 名)、部会長(5 名)、会計(1 名)、監事(2 名)、相談役(若干名)。

##### (2) 協議会で行なう会議

地域コミュニティの運営を円滑に進めるために、総会、運営委員会、役員会、区長会、部会、広報委員会の各会議を設置します。

総会は、最高の決議機関で各区より選出された代議員で構成し、年1回開催します。

運営委員会は、各組織から選出された委員で構成し、年4回開催します。協議会事業の企画・立案、総会提議事項等について協議し、決定します。なお、ここでいう各組織とは、区長会、自治公民館連合会、老人会、婦人会、子ども会、PTA、消防団、スポーツ団体、NPO、ボランティア団体、その他団体を指します。

役員会は、執行機関で、幹事、相談役を除く役員で構成し、原則として毎月開催します。

部会として、公民館活動、青少年育成、健康福祉、環境整備、地域づくりの5つの部会を設置します。各部会は関係する各種団体で構成され、年間の事業計画・予算書を作成し、それに基づいて各種事業・活動を行ないます。なお、各部会の活動は行政区(小エリア)における活動と校区(中エリア)における活動の両方を含むものとします。

区長会は、地域コミュニティ内の各行政区の区長で構成し、協議会が市から受けた市政に関する業務のうち、当該行政区に関する業務を担当するとともに、協議会の円滑な運営及び施策の推進に努めます。

広報委員会は、各部会、各種団体、区長会の中から選任された委員と専門委員で組織し、ミニコミ紙の発行やホームページ開設・運営等により、定期的に地域コミュニティの活動を地域住民に広報し、啓発を行います。

### (3) 事務局

協議会の事務を処理するために、地域コミュニティセンター内に事務局を置きます。

事務局に事務局長と事務局員を配置します。

## 2) 部会の活動

公民館活動部会:

自治公民館活動、男女共同参画推進、生涯学習、趣味・娯楽、講座・講演会開催等の事業・活動を行う部会で、自治公民館を中心に関係する諸団体で構成されます。

青少年育成部会:

青少年育成、子ども会活動推進、地区内パトロール、子育て支援等の事業・活動を行う部会で、区長会、青少年指導委員会、子ども会、PTA、婦人会、民生委員・児童委員協議会、自治公民館主事、NPO等で構成されます。

健康福祉部会:

高齢者福祉、障害者福祉、健康づくり等の事業を行う部会で、老人クラブ、婦人会、福祉会、民生委員、食生活改善推進協議会、NPO等で構成されます。

環境整備部会:

地区内一斉清掃、ゴミ減量・分別回収、環境保全、花いっぱい運動、公害対策、地域内防災活動、交通安全、防犯対策等の事業を行う部会で、区長会、婦人会、消防団、スポーツ団体、NPO等で構成されます。

地域づくり部会:

地域産業振興、まちづくり(むらおこし)、特産品開発、イベントの企画・実施等の事業を行う部会で、区長会、農業団体、商工会、老人クラブ、NPO等で構成されます。

## 3) まちづくり計画の策定

10年後、20年後の地域のまちづくりに関する計画を策定するために「まちづくり計画策定委員会」を組織します。委員会では、地域住民が主体となり、地域の将来像を考え、その実現のために「目標」と「事業計画」を策定します。それぞれの家庭でできるもの、地域でできるものについては地域内で年次計画をつくり、できるものから逐次実施し、地域でできないものについては市の担当課で事業化を図り、市の様々な計画に反映させていきます。

## 4) 予算

協議会を運営するために必要な経費は、負担金、交付金、補助金、委託料、利用料、寄付金及びその他の収入をもってあてます。

- ・負担金は、当該地域コミュニティの住民全戸が負担するお金です。
- ・交付金は、市各担当課から各団体、各自治会に対して交付してきた各種補助金を統合したもので、用途を限定しない金として各コミュニティに対して一括交付します。
- ・補助金:国や県、市の各種補助事業への申請に基づいて補助される資金です。
- ・委託料は、コミュニティセンターの管理料(事務局人件費、光熱水費、管理・保守・点検費)で、市が負担します。
- ・利用料:センターの施設の利用料金の収入です。
- ・寄付金:個人及び民間団体等からの善意にもとづく資金です。
- ・その他

## 5) 地域コミュニティセンターの設置

### (1) 住民自治活動の拠点

地域コミュニティの拠点施設として、協議会が自由に使用できる「地域コミュニティセンター」を配置します。

但し、この施設については、建物ありきではなく、まず活発な地域活動により必要性が認められて検討を開始するような慎重性が求められます。

### (2) 地域コミュニティセンターの機能

地域コミュニティセンターには次の4つの機能があります。

#### ① ミュニティ活動(地域づくり)の拠点

協議会の事務局を置き、各種会議や運営・活動、情報発信の拠点として活用します。

#### ② 地域住民の交流の場

地域住民が自由に交流する場として利用することができます。

### ③生涯学習の拠点

地域レベルにおける生涯学習の拠点として、各種講座・教室が開設されます。

### ④市政サービスの拠点(ミニ市役所)

市の職員が常駐し、地域の住民の要望・苦情・相談などに身近な存在として対応し、コミュニティ活動を支援します。

・住民票や印鑑証明の発行など、身近な行政サービスを提供します。

・本所では、地域の要望について常駐する職員との密な連絡を図るとともに、これらの要望等を受け付ける窓口となるコミュニティ担当部門を通すことで、迅速かつ適切な対応を行えるようにします。

## 6) 市役所内の推進体制(行政側の対応)

### (1) 市の援助体制の充実

・コミュニティセンターに市の総合窓口を設置し、職員(総合職員)を配置します。

・地域の要望などの窓口を地域振興課(コミュニティ担当部門)に一本化するとともに、センター駐在のコミュニティ担当者との密な連絡により、迅速、適切な対応をはかります。

### (2) 市職員のコミュニティ活動への積極的な参加

全ての市職員をいずれかの地域コミュニティの担当とし、一市民として各種行事やコミュニティ活動への積極的な参加を促します。

### (3) 市との役割分担

将来的には、本所の業務を全域に関わる業務(企画、法令、財政等)に限定することでスリム化(専門職員を配置)し、コミュニティで出来る業務はコミュニティに移します。

但し、行政が行なっている業務を地域コミュニティに押し付けるのではなく、住民本位の立場から、行政のすべての事業を公開し、誰がすればよいのかという議論を踏まえて行ないます。

## 2. 地域コミュニティ推進協議会による「推進計画」づくりと「モデル地区」の選定

平成 18 年度に地域コミュニティづくりの基本方針を策定した嬉野市は、平成 19 年度に入ると、具体的に地域コミュニティづくりを推進していくための計画づくりに着手している。

先ず、「嬉野市地域コミュニティ推進協議会設置要綱」が平成 19 年 4 月 1 日付けで告示され（告示第 22 号）、これに基づいて概ね前の地域コミュニティ審議会の委員が横滑りした形で委員の依嘱が行われ、嬉野市地域コミュニティ推進協議会が設置された。

この協議会の役割については、同要綱の第 1 条で「市内の小学校区を基本の範囲とする新たな住民組織である地域コミュニティの設立及び活動支援を推進する」とされ、「推進計画」の策定と地域コミュニティの啓発、設立及び活動支援について協議することがその具体的な協議の内容（同第 2 条、所掌事務）とされている。

なお、6 月 18 日開催の第 1 回協議会において、19 年度の協議を進めるにあたり、次の様な大枠が「指針（案）」として提示され、正式に承認された。

### 〔嬉野市地域コミュニティ推進計画策定のための指針〕

策定の基本事項として、計画の名称を「嬉野市地域コミュニティ推進計画」とし、計画期間を平成 19 年度～平成 23 年度の 5 カ年とする。

推進計画の役割は、「嬉野市地域コミュニティ基本方針」に沿って、①「地域コミュニティ運営協議会」の設立・育成、②行政及び民間団体の支援・推進体制について、基本方針の理念の実現に向けて、具体的に事業内容を明確にすることである。

推進計画の活用：「推進計画」は、実質的に「地域コミュニティ運営協議会設立」や「行政・CSO 支援」のマニュアルの役割を果たすことが期待されることから、報告書の体制については、地域のリーダーや行政職員のハンドブックとしてとりまとめ、情報を共有し、各自の業務や活動においても活用するものとする。また、Q & A など付属させて、市民の問い合わせ等にも対応できるようにする。

モデル地区：推進計画の策定作業と平行して、「モデル地区」を選定し、設立手続きに入ることがありうる（視野に入れる）。先行事例における問題点等を随時、推進計画にフィードバックさせると同時に、地域コミュニティの実例として、市民への啓発をはかる。

推進協議会では、指針案を正式に指針として承認し、「推進計画」の策定と同計画を活用するためのハンドブックの作成、「モデル地区」選定に向けて校区説明会の開催等を行うことを確認し、第 2 回以降、以下の手順で作業を行った。

### 〔スケジュール〕

第 1 回 委嘱状交付、スケジュール、策定指針、フリートーク 6 月 18 日

第 2 回 運営協議会設立シュミレーション 7 月 24 日

「地域コミュニティハンドブック(事務原案)」をもとに、2 分科会で運営協議会の設立をシュミレーション

第 3 回 校区説明会について説明内容の確認、推進対応について 8 月 21 日

校区説明会の状況確認、ハンドブックの検討

第 4 回 庁内検討委員会から提出された推進計画素案の検討、意見・要望の提出

推進計画承認、ハンドブック監修の承認

校区説明会の状況、パブリックコメントの結果

第 5 回 第 2 次案の検討 11 月 28 日

モデル地区について、推進協議会の 20 年度事業計画、「推進計画」を市長へ報告



## (1) 「推進計画」づくり

第2回の協議会において、事務局原案の「地域コミュニティハンドブック」をもとに、協議会メンバーが2班に分かれて、運営協議会の設立をシュミレーションする方法で、原案のチェックが行われている。その結果、地域コミュニティづくりを具体的に行う上での手引き書としての「ハンドブック（専門編）」の他に、一般市民に向けた、嬉野市の地域コミュニティづくりの案内書としての「ハンドブック（入門編）」が必要ということになり、第3回の協議会において具体的な検討が行われている。「推進計画」については、これらの作業と並行した形で個別事項についての検討が行われ、第4回の協議会において「推進計画(素案)」として整理されたものを協議し、最終的な仕上げが行われている。

この「推進計画」は言うまでもなく、地域コミュニティづくりを実際に進めていくための計画であり、自治体の総合計画に擬えれば「基本方針」が「基本構想」に、この「推進計画」は「基本計画」に相当する。地域コミュニティづくりをどのような手順で、どのようなスケジュールで行うかについて具体的に定めると共に、行政サイドの関連支援事業を併記している。これを主に読む人が自治体職員でなく、地域コミュニティづくりに関わる市民であることから、各事項とも、具体的な説明や理由づけなど、分かりやすい記載がなされている。詳細な内容は添付の〔資料2〕に委ねるとして、ここではその概要を述べることにする。

先ず、計画の期間については、平成19年度から23年度迄の5年間とされ、この期間中に、以下の取り組みを行うとしている。

### ①地域コミュニティ運営協議会設立促進

- ・小学校区毎に地域コミュニティ運営協議会を設立する為の地区説明会を開催する。
- ・希望する校区から順次、運営協議会設立準備会を組織する（「運営協議会設立支援事業」）
- ・運営協議会総会を開催して、協議会を立ち上げる（「はじめの一步事業」）。

### ②地域コミュニティ育成

- ・運営協議会の初年度の事業として「地域計画」を策定する（「地域計画策定事業」）。

なお、ここにいう「地域計画」は当該地域コミュニティの中長期計画であり、「総合計画」の「基本構想」部分に相当する。

### ③地域コミュニティセンターの整備

- ・地域コミュニティセンター整備事業により活動拠点として地域コミュニティセンターを整備する。（「地域コミュニティセンター整備事業」）

### ④コミュニティの財政の確立

- ・「地域コミュニティ交付金交付事業」と「地域コミュニティ委託事業」により、地域コミュニティの基本財源を確保するとともに、コミュニティ独自の財源づくりも行う。

### ⑤市の支援体制

- ・地域コミュニティセンターに市の総合窓口として職員を配置するとともに、市職員による地域コミュニティサポーターチームを組織する。

### ⑥NPO及び中間支援組織

- ・嬉野市でまだ低調なNPOを中間支援組織とともに支援し、地域づくりで連携を深めていく。

### ⑦市民の啓発

- ・情報発信や各種説明会、講座を開催し、地域コミュニティづくりについて市民の啓発を行う。



## [資料 2] 嬉野市地域コミュニティ推進計画

### 1. 推進計画の位置づけ

- 1-1 名称:「嬉野市地域コミュニティ推進計画」とする。
- 1-2 期間:平成19年度～平成23年度の5か年度
- 1-3 位置づけ

平成18年度に策定された「嬉野市地域コミュニティ基本方針」により、嬉野市において地域コミュニティづくりを進めていくための具体的な方針が定められました。その基本方針に基づき、①「地域コミュニティ運営協議会」の設立・育成 ②支援・推進体制について、具体的に事業を明確にすることにより、基本方針に掲げられた「地域コミュニティ」の実現を図るものとします。

#### 基本方針の概要

平成17年に嬉野町塩田町合併協議会が策定した「まちづくり計画」に最優先事業として「住民自治促進プロジェクト」が掲げられています。「基本方針」は、その内容の実現に向けて、嬉野市において地域コミュニティづくりを進めていくための具体的な方針を「嬉野市地域コミュニティ審議会」から答申を受けて、定めたものです。

### 2. 推進計画

#### 2-1 「地域コミュニティの設置・育成」について

市民の生活の場である地域が、安全・安心に、心豊かに暮らすことができる場であるためには、地域が抱えるたくさんの課題を解決する必要があります。地域を住み良くするためには、それらの課題をそこに住む住民が自分自身の問題として考え、自らの手で解決を図る意識を持つことが大切です。その手順としては、

- ① 市民自身が地域を点検して、課題を確認する。
- ② みんなで話し合っ、解決策を決定する。
- ③ その解決策のうち、自分たちでできることは、自分たちで行う。

という方法が考えられます。

このような方法で課題を解決するためには、住民間の「相互扶助」という考えが基本となります。また、交流・学習活動などを通して互いに「ふれあう」ことにより、顔見知りを増やしていくことも大きな効果があります。

地域の課題解決や交流・学習などの市民活動を行う新しい住民組織「地域コミュニティ」を小学校区を原則とする地域ごとに組織するものとします。

##### 2-1-1 設立促進事業の概要

嬉野市のすべての地域に「地域コミュニティ」ができることを目標とします。原則として、小学校区をその範囲としますが、地域住民の話し合いで分割、合併を行い、地域の範囲を決めることができます。ただし、分割する場合は、規模が小さすぎると、以下のような効果が、出にくくなりますので、概ね1000世帯を下限と考えています。

[地域の範囲を小学校区程度とすることにより期待される効果]

- ① 単位では、できないこと、取り組みにくいことを行うことが可能となります。
- ② 地域づくりのテーマを広げ、深めることが可能となります。
- ③ 地域内の区、老人会、婦人会、PTA、農業団体、各種NPOなどの団体などの連携が図れます。
- ④ 地域分権の実現により、各種地域づくり事業の担い手となることができます。
- ⑤ 課題解決の話し合いを通して、新しい政策を市に提案する参画の場となります。

設立促進にあたって市では下記の事業を行います。

<p><b>【事業1】小学校区説明会の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のリーダーである、校区内の区長等を対象として、「校区説明会」開催の相談を行います。</li> <li>○地域の区長等の協議により、「校区説明会」の日程、場所を決定します。</li> <li>○市主催による地域住民を対象とする「校区説明会」を開催し、「地域コミュニティ」の必要性や市の方針等について説明を行います。</li> </ul>
<p><b>【事業2】運営協議会準備会設立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域コミュニティ」を運営する「地域コミュニティ運営協議会」の組織、活動内容を検討する「準備会」を地域の区長や地域内の各種団体の代表及びボランティアなどで設立することになります。</li> <li>○市から、準備会で話し合う規約、事業計画・収支予算などの例を示したり、アドバイザーや市の担当職員を派遣しての支援をはかります。</li> </ul>
<p><b>【事業3】はじめの一步事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「準備会」「推進協議会」の総会、当面の事務に必要な消耗品、会場借上げ料などを市から助成します。</li> <li>○準備会を発足した年度と「運営協議会」を実際に立ち上げる年度に交付することができます。補助率は100%で、交付額は予算の範囲内(概ね10万円以内)となっています。</li> </ul>

##### 2-1-2 育成事業の概要

準備会において、「地域コミュニティ運営協議会」の規約、事業計画、収支予算、活動の拠点などの案が決まれば、設立総会を開催します。運営協議会において、はじめに取り組むことは「地域計画」づくりになります。

住民自らの手による住みよい地域づくりを効果的に行うためには、中長期的展望に立った「計画」が必要になります。まず、地域の課題をできるだけ多くの人に参加してもらって探して、その後、解決策を話し合います。自分たちでできることは自分たちで決めて、行うことを基本に、計画を作り上げます。地域を越える問題、市で取り組むべき事業などは、市に支援を要望することになります。その要望事項等については、市の総合計画、施策に反映させ、市民の市政参画の基盤とします。

#### 【事業4】地域計画策定事業

- 「地域計画」を策定するうえで必要な委託料、消耗品、印刷製本費、会場借上げ料などを市から助成します。
- 計画を作るうえで、基礎資料となる地域内アンケートや「地域内点検(ウオッチング)」の経費にあてることができます。また、交付は計画づくりを行う1年度に限り、補助率は100%で、交付額は予算の範囲内(概ね200万円以内)となっています。

### 2-1-3 コミュニティセンターの整備について

「地域コミュニティ」の活動拠点を「地域コミュニティセンター」と呼びます。ここでは、運営協議会の事務局の機能、話し合いの場の機能、情報発信の機能、各種活動を行う機能などの役割を果たすことが期待されます。また、地域住民に対する行政サービスを図るために、一定の諸証明等の発行業務や市に対する要望・相談などの一括窓口として、住民ニーズ、業務量から、毎日、隔日などの従事形態にとることになります。

センターは、原則として地域内の既存の市の施設を利用することとします。運営については、「指定管理者制度」の積極的な活用を図ります。

#### 【事業5】地域コミュニティセンター整備事業

- センターの機能に必要な施設改修費、備品購入費等が対象となります。市施設の改修については、許可の範囲内で行うことになります。
- 整備を行う1年度に限り、交付することができます。補助率は100%で、交付額は予算の範囲内(概ね500万円以内)となっています。

### 2-1-4 「地域コミュニティ」の活動について

地域コミュニティは、「地域自治」の担い手としての役割が期待されています。そのためには、しっかりした組織づくりが必要になりますので、①地域内の住民参加率100%を目指して、参加してみたいと思わせる魅力あるプログラムをつくり ②負担過重によって役員になり手がなくなるようなことがないよう、責任分散・適材適所に心がけることが大切です。そのための人材掘起しや「地域コミュニティ」への参加をきっかけとして、構成団体である「区」「婦人会」「老人会」等への参加を促し、各団体の活性化への相乗効果も期待されます。

中長期計画である「地域計画」に沿った、単年度事業計画に基づいて、毎年の事業を実施していくこととなりますが、各事業の実施については、公開性に留意することが大切です。事前の地域内住民への周知の徹底が参加率向上に効果があるのに加えて、事業の結果についても、広く広報し、他の校区の「地域コミュニティ」の参考にしてもらうことで互いの切磋琢磨が図れます。

## 2-2 支援・推進について

市においては、「地域コミュニティ」が導入されることにより、これまでと政策立案、予算編成の場において、大きく発想を変えることが求められます。「地域コミュニティ」を自主・自律の組織として育成を図り、その結果、対等なパートナーシップの相手として、一定の権限と予算を委譲できる環境づくりに努めます。

また、「協働」を実現していくために、市は各種の支援策・推進制度の充実を図ります。

「地域コミュニティ」がテーマを持った地域づくりを進めていく上で、NPOとの関わりが重要となってきます。市では、NPOへの支援とその中間支援組織づくりを推進します。

### 2-2-1 地域コミュニティの収入について

「地域コミュニティ」が、活動していくうえで、経費にあてる財源が必要になります。財政面でも自主・自律を図る必要があります。収入のない、設立直後は「はじめの一步事業」や「地域計画策定事業」などで、活動が可能です。

自律の住民組織としての自覚を促すためにも「会費」が必要です。参加した市民が一部でも、負担することにより、その意識が芽生えるとともに、自由に使える財源もできることとなります。

市では、これまでの補助金を整理し、使いやすとした交付金制度を設けるとともに、市との協働事業として、「地域コミュニティ」に各種地域づくり事業を委託することを計画しています。

#### 【事業6】地域コミュニティ交付金

- 「地域コミュニティ」の活動が活発になり、組織として対応が可能と見込まれると「地域コミュニティ交付金」の交付が受けられるようになります。
- この「交付金」は、これまで、地域の各種団体等に交付していた補助金などをまとめて、一括交付して自由に使う権限を委譲するという制度です。ただし、事業計画や収支計画に基づく必要があります。

#### 【事業7】地域コミュニティ委託事業

- 「地域コミュニティ」において、事業実施ができる態勢が出来上がると協働事業として「地域コミュニティ委託事業」を市から受けられるようになります。
- この「委託事業」は、市が地域づくりのために行うべき事業を「地域コミュニティ」に委託するものです。これまで市が直接行っていたものを委託するほか、地域から提案があったものを新規に採択することもできます。

### 2-2-2 市の支援体制について

市では、「地域コミュニティ」が円滑に活動できるように、専管課として「コミュニティ課」を置いて、支援します。「地域コミュニティ」においては、各課横断的に事業が推進されることとなりますので、窓口として他の課との調整を図ります。

また、一括窓口である、配置職員は「コミュニティ課」の所属とし、住民の要望・相談については、「コミュニティ課」から、担当課に協議をします。

市の職員は、「地域コミュニティ」の一員としての自覚を持ち、行事等は積極的に参加することとします。「地域コミュニティ」の範囲内に居住する職員は、コミュニティごとに支援チームを構築し、組織的にその活動を支援します。

#### 【事業8】地域コミュニティ配置職員

- 「地域コミュニティセンター」に「コミュニティ課」の配置職員を置きます。諸証明等の発行業務と「地域コミュニティ」運営に関する支援、「地域コミュニティ」が行う事業に関して市関係課との調整を行い、住民からの要望・相談等に身近な存在として対応します。
- 配置職員については、公民館職員兼務として、社会教育活動と合わせた地域づくりが進められるようにします。
- 配置時間については、コミュニティの活動状況やその他の業務量に応じて、終日、隔日というような業務態勢をとります。

#### 【事業9】市職員地域コミュニティサポーターチーム

- 「地域コミュニティ」ごとに地域内に居住する市職員をグループ化して、支援チームとします。責任者を置いて組織化し、「地域コミュニティ」と連携して側面から支援します。また、地域コミュニティに関連する市の業務についても必要に応じて対応します。
- 職員については、地域住民の一員として自覚し、各種活動や行事に積極的に参加します。

2-2-3 NPO及び中間支援組織について

市では、これからの地域づくりにNPOの果たす役割は、大きくなるものと想定しています。住民組織の活動が、地縁的なものから、テーマを持った地域づくりへ移行していく中で、「地域コミュニティ」とNPO等の活動は重なりあう部分が増えてくるものと推測します。

嬉野市内のNPO活動は近隣市と比較しても、まだ、低調であり、今後は中間支援組織といっしょになって、その支援を進めていく必要があります。

3-1 啓発について

「地域コミュニティ」については、まだまだ理解が浸透していないので、市報、説明会等により、制度の周知に努めます。

【事業10】情報発信

- 「地域コミュニティ」に関する情報を市報・市ホームページに掲載します。各コミュニティの情報も発信することとします。また、ブログを開設し、住民の意見を直接、公開し、さらに住民同士の情報交換の場とします。

【事業11】各種説明会・講座の開催

- 「地域コミュニティ」に関する情報提供を目的として、校区、区、各種団体などからの要請により、「地域コミュニティ」説明会・講座を開催します。

(2) 地域コミュニティづくりの手引き書『地域コミュニティ入門編』と『地域コミュニティハンドブック 専門編』の作成

① 『地域コミュニティ 入門編』

嬉野市と嬉野市地域コミュニティ推進協議会が発行した、一般市民向けの嬉野市の地域コミュニティづくりの入門書である。A4版の4頁構成で、内容は、「入門その1：そもそも地域コミュニティって何?」、「入門その2：地域コミュニティを作って、いいことあるの?」、「入門その3：地域コミュニティのホップ・ステップ・ジャンプ、さらに・・・」、「入門その4：今のままでなぜいけないの?」、「入門その5：地域コミュニティの運営は?」から成っており、問答形式でイラスト入りの平易なガイドブックとなっている。



② 『地域コミュニティハンドブック 専門編』

嬉野市地域コミュニティ推進協議会が監修し嬉野市が発行した、これから地域コミュニティの組織活動に関わる人を対象にした嬉野市の地域コミュニティづくりの具体的な手引きとなる専門書で、40頁構成となっている。専門編とはいえ、入門編同様、問答形式の平易な文章で図表入りで書かれており、末尾には組織づくりに必要な規約や会則、様々な組織づくりのテクニック等が参考資料として添付されている。紙数の制約で項目のみを掲載する。



1. 地域コミュニティって何?

- (1) どうして地域コミュニティを創る必要が、あるのかな? (2) 今の地域で十分満足しているから、 (3) コミュニティはいらない? (4) 地域コミュニティができれば、私たちの生活がどう変わるの? (5) 区の役員の仕事が増えるばかりじゃないか? 公民館事業との違いは?

2. 地域コミュニティを創ろう

- (1) 地域コミュニティ設立の流れ、 (2) 地域コミュニティ運営教外界の組織は、 (3) 地域コミュニティの各組織の役割は、 (4) 地域コミュニティ運営協議会会長の心構え、 (5) 地域コミュニティは

いつから取り掛かるの？(6)名前って大切だね、(7)地域コミュニティに参加するには？(8)どんな団体に参加を呼びかけるの？(9)地域の住民の役割は？

### 3. 地域コミュニティをはじめよう

(1)地域を見つめなおしてみよう、「地域点検ウォッチング」、(2)みんなは地域をどう思ってる？「地域住民アンケート」、(3)わいわいがやがや「地域計画」づくり、(4)解決しよう地域の課題、(5)地域コミュニティの事業は誰がするの？(6)仲間を集めて、心豊かな地域を創ろう、(7)情報発信が住民の理解と連携を深めます、(8)人材発掘・適材適所が大切です、(9)イベントで住民間交流を、(10)各種NPO、市、市の職員も応援します

### 4. 地域コミュニティの拠点づくり

(1)地域コミュニティセンターの機能は？(1)センターの管理はどうなるの？(3)みんなが集まるセンターづくりの経費は？

### 5. 協働、地域分権のパートナーとしての飛躍

(1)自分たちで地域への補助金を自由に使いたい、(2)地域内の事業は自分たちで、(3)特色ある地域づくりを

### 6. 地域コミュニティ間の連携による機能

#### [参考資料]

〇〇地区地域コミュニティ運営協議会設立準備会会則

〇〇地区地域コミュニティ運営協議会規約

〇〇地区地域コミュニティ運営協議会事業計画書

〇〇地区地域コミュニティ運営協議会予算書

〇〇地区地域コミュニティ運営協議会備品管理規定

会議を上手に進めるための秘訣

多くの住民に参加してもらうための秘訣

情報発信のヒント

地域コミュニティ活動における資金集めのひと工夫

わがまち野田北かわらばん、ポータルサイト(神戸市)

ひのさとコミセンだより(宗像市)

### (3)「モデル地区」選定の取り組み

地域コミュニティづくりに最初に着手するモデル地区については、当初、1地区を想定し19年度からスタートさせるという案もあったがスケジュール的に無理があることから、次年度からスタートさせることとし、嬉野市の3大地区(塩田、嬉野、大草野)からそれぞれ1校区を選ぶことになった。

事務局の方で下記のような小学校区毎の地区説明会のスケジュールが組まれ、推進協議会の会長と当該校区の委員、事務局が出席して実施されている。

#### [小学校区毎の地区説明会の開催]

校区名	開催日	時間	場所	参加者	告知方法	最低動員
嬉野	11月21日	午後7時30分	公会堂	30人	班回覧	区の役員
轟	10月4日	午後7時30分	公会堂	80人	班回覧	班長以上
大野原	8月23日	午後8時	大野原コミュニティセンター	115人	班回覧	班長以上
吉田	8月28日	午後8時	吉田地区公民館	80人	班回覧	班長以上
大草野	9月25日	午後8時	大草野研修センター	90人	班回覧	区の役員
塩田	9月27日	午後7時30分	中公娯楽室	92人	班回覧	区の役員
五町田	9月28日	午後7時30分	中公大集会室	100人	班回覧	区10人程度
久間	10月3日	午後8時	中公娯楽室		班回覧	区10人以上

説明会のあと、校区ごとの区長会へのモデル地区への意向の打診等を通じて、協議会として久間小学校区(塩田)、吉田小学校区(嬉野)、大草野小学校区(大草野)の3校区をモデル地区に絞り込んでいる。



### 3. モデル地区における「地域コミュニティ運営協議会設立準備会」の設置

地域コミュニティ審議会による基本方針の策定（平成 18 年度）、地域コミュニティ推進協議会による基本計画の策定（平成 19 年度）という 2 年間に及ぶ審議・協議の場を経て、3 年目の平成 20 年度の嬉野市の地域コミュニティづくりは、いよいよ具体的な地域コミュニティづくりの実践の場へとステージを移した。3 つのモデル地区における地域コミュニティ運営協議会を設立するための準備会の設置とそこでの運営協議会設置に向けた取り組みである。推進協議会の 2 年目の役割は、これらの取り組みの推移を見守ることと、モデル地区の 3 地区に続く新たな地域コミュニティづくりに取り組む地区を選定すること、地域コミュニティ運営協議会の設立根拠規定となる「地域コミュニティ条例」を策定することである。

#### 〔地域コミュニティ推進協議会の協議事項〕

- 第 6 回 4 月 18 日 地域コミュニティの進捗状況について  
コミュニティ講座「少子高齢化問題と地域コミュニティ」
- 第 7 回 10 月 1 日 地域コミュニティづくりの進捗状況  
平成 21 年度設立準備会立上げについて
- 第 8 回 1 月 19 日 地域コミュニティの進捗状況について  
コミュニティ講座「地域コミュニティの経済学」
- 第 9 回 3 月 16 日 地域コミュニティの進捗状況について  
コミュニティ条例について

#### (1) 地域コミュニティ運営協議会準備会の設置

##### 【地域コミュニティ区長会による地域コミュニティ運営協議会準備会の設置】

先ず、地域コミュニティ運営協議会準備会の設置については、推進協議会が選定した久間、大草野、吉田 3 つのモデル地区について、市長の承認（前年度 11 月末）、3 地区の地域毎のコミュニティ区長会の開催（4～5 回）による地域コミュニティの説明と市長による「モデル地区取り組みの要請」（1～4 月）、「取り組みの決定」（3 月）、3 地区合計 10 行政区毎の説明会の開催（2～4 月）の手順を踏んだ後、4 月に入って、3 地区毎に順次、準備会発足のための準備にとりかかっている。3 地区の区長会では規約や事業計画、構成団体（30～35 団体）等の検討を行うとともに、夫々の地区毎に構成団体への参加の呼びかけ（趣旨書の配布）と学習会の開催（吉田 4/24、久間 5/19、大草野 5/15）等を行っており、このような取り組みを経て、運営協議会設立準備会総会の開催（久間 7/23、大草野 7/3、吉田 6/25）に漕ぎ着け、会則、役員、事業計画及び予算について審議を行い、協議会を発足させている。

##### 【地域コミュニティ運営協議会準備会による地域コミュニティ運営協議会の設置】

3 地区の運営協議会設立準備会では、市の地域づくり課との設立準備会の進め方についての協議の場である 3 地区合同役員会（3 回）と個別の役員会（2 回）を織り込みながら、それぞれ 5 回の会議が行われている。

- ① 第 1 回設立準備会合同役員会 (3 地区合同、8/1)  
嬉野市はじめての歩補助金、準備会事業計画及び予算、会計処理について
- ② 第 1 回設立準備会 (久間 9/2、大草野 9/9、吉田 9/5)  
先進地宗像市の地域コミュニティセンター視察（久間と吉田は吉武地区、大草野は南郷地区）
- ③ 第 2 回設立準備会合同役員会 (3 地区合同、9/16)  
先進地視察事務処理、広報誌第 1 号発行、第 2 回設立準備会の開催日程及び協議事項について
- ④ 第 2 回設立準備会 (久間 10/8、大草野 10/5、吉田 10/3)

先進地視察結果報告、運営協議会の組織と活動内容

- ⑤ 第3回設立準備会合同役員会 10/27  
運営協議会予算概要、地域計画づくり、第3回準備会の開催日程及び協議事項
- ⑥ 第3回地域コミュニティ運営協議会設立準備会 久間 11/18、大草野 11/15、吉田 11/11  
運営協議会予算概要、地域計画づくり（ワークショップ）
- ⑦ 第4回地域コミュニティ運営協議会設立準備会役員会 久間 12/10、大草野 12/15、吉田 1/9  
地域コミュニティセンターについて協議、久間地区は久間研修センター、大草野地区は大草野研修センター、吉田地区は吉田公民館を活用する方向で検討。
- ⑧ 第5回地域コミュニティ運営協議会設立準備会役員会 久間 1/23、大草野 1/26、吉田 1/9  
役員選考、地区地域コミュニティ運営協議会規約(案)について
- ⑨ 第4回地域コミュニティ運営協議会設立準備会 久間 2/2、大草野 2/9、吉田 1/30  
地域コミュニティセンター、役員選考について
- ⑩ 第6回地域コミュニティ運営協議会設立準備会役員会 久間 6/2、大草野 5/25、吉田 5/28  
地域コミュニティ運営協議会規約、役員、事業計画、予算、組織、事務局長の任務について
- ⑪ 第5回地域コミュニティ運営協議会設立準備会 久間 6/23、大草野 6/22、吉田 6/24  
地域コミュニティ運営協議会規約、役員、事業計画、予算、組織について

#### 【役員選考委員会の設置と役員候補者の選出】

地域コミュニティ運営協議会の役員については、設立準備会のなかに運営協議会の役員を選考する委員会が設置され、この役員選考委員会において、4～5回の会議が持たれ、役員候補者（会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名、監事2名）を選考して親委員会の準備会に推薦、準備会で正式に役員候補者を決定している。

#### 【準備会だよりの発行】

協議の内容は3地区とも準備会ごとに毎回、会議の内容を「準備会だより」（A4両面印刷）として4回発行して各戸に配布が行われている。

### (2) 平成21年度地域コミュニティ運営協議会設立準備会立上げ

10月1日に開催された第7回地域コミュニティ推進協議会において、モデル地区に続く地域コミュニティ運営協議会設立協議会立ち上げ地区について協議が行われ、塩田地区は「五町田校区」、嬉野地区については100世帯以下の大野原校区を隣接する轟校区と一つにするとので地元区長会からの提案を受けて「轟・大野原校区」を第二次の地域コミュニティ推進地区として選定がなされている。

### (3) 「地域コミュニティ条例(案)」と「施行規則(案)」の検討

地域コミュニティ運営協議会を設立する際の根拠規定となる「地域コミュニティ条例」とそれを施行するための「地域コミュニティ条例施行規則」については、年度末の3月16日に開かれた第9回の協議会で地域づくり課から出された案文が検討され、一部修正がなされている。

## 4. 地域コミュニティ運営協議会の設立と「地域計画」づくり

### (1) 地域コミュニティ運営協議会の稼働開始

3地区における設立準備会による1年余にわたる取り組みの結果、久間地区は7月23日、大草野地区は7月21日、吉田地区は7月24日に、それぞれ地域コミュニティ運営協議会設立総会の開催に漕ぎ着けている。総会では規約、役員と組織、事業計画、予算について議案が承認され、いよいよ、具体的な取り組みが開始されている。



**〔平成 21 年度の地域コミュニティ運営協議会(モデル地区)の取り組み〕**

		久 間 地 区	大 草 野 地 区	吉 田 地 区
主 な 取 り 組 み	総務・広報部会	地域づくり講演会の開催	防犯後援会の開催	年末年始警戒パトロール視察
	公民館活動部会	史跡の現状確認調査	グランドゴルフ大会の開催	見にバレーボール大会の開催
	青少年育成部会	朝「声かけ運動」	青パト実施のための協議及び受講	あいさつ運動
	健康福祉部会	三世代の集い	65歳以上対象ゲートボール大会	グランドゴルフ大会の開催
	環境整備部会	環境現況調査	ごみのポイ捨て禁止看板作製、犬の糞持ち帰り看板設置、地域内一斉清掃	地区内ごみステーション状況及び不法投棄状況視察
	地域づくり部会	「地域計画」策定	「地域計画」策定	「地域計画」策定
予 算	地域計画策定補助金	2,512,000 円	2,283,000 円	2,285,000 円
	地域コミュニティ交付金	387,000 円	342,000 円	335,000 円

(2) 「地域計画」づくり

モデル地区として活動を開始した久間、大草野、吉田の各地区の地域コミュニティにとって、これからの地域コミュニティ活動のビジョンとなる「地域計画」策定は運営協議会の組織づくりに次ぐ重大事業である。各地区とも、市による計画策定補助金を財源に、各部会の正副部会長と地域づくり部会で構成する「地域計画策定実行委員会」で作業が行われている。作業手順としては、地区住民に対するアンケート調査の実施と集計、分析作業を経て、計画書づくりがなされている。22年度以降の各地区の地域コミュニティ活動はこの「地域計画」に基づいて推進されていくことになる。なお、「地域計画」は印刷物として全戸配布されている。なお、3地区の「地域計画」については翌年の平成22年4月14日に地域コミュニティ「地域計画」報告会が開催され、好評をうけている。

(3) 「地域コミュニティ条例」と「施行規則」の策定

第9回の推進委員会で内容が検討され一部修正された「地域コミュニティ条例(案)」と「地域コミュニティ条例施行規則(案)」が第10回の推進委員会で再確認の上、承認された。この条例と規則は議会の議決を経て、「嬉野市地域コミュニティ条例」(平成21年嬉野市条例第19号)、嬉野市地域コミュニティ条例施行規則」(平成21年嬉野市規則第23号)として平成21年10月1日より施行されている。

**おわりに**

紙数も尽きたのでこの辺で締めくくりをしておきたい。

嬉野市の地域コミュニティづくりについてはこれまでモデル地区の3地区を中心に紹介してきたが、他の地区についても次表に掲げるように順次取り組みが行われている。

「嬉野市地域コミュニティ推進計画」を策定し、3つのモデル地区を始めとする各地区の地域コミュニティづくりを見守ってきた地域コミュニティ推進協議会は、モデル地区に「地域計画」が作られ、実質的に独り立ちしたことと全校区に準備会が組織されたことから、平成23年2月28日に開催された第11回の会議をもって解散の運びとなった。

〔嬉野市の地域コミュニティづくりの経緯〕

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 度	平成 23 年度
久間	準備会設立(7/23)	運営協議会設立(7/23)	⇒	⇒
大草野	準備会設立(7/3)	運営協議会設立(7/21)	⇒	⇒
吉田	準備会設立(6/25)	運営協議会設立(7/24)	⇒	⇒
五町田	—	準備会設立(8/6)	運営協議会設立(6/)	⇒
轟・大野原	—	準備会設立(7/31)	→	運営協議会設立
塩田	—	—	準備会設立	運営協議会設立
嬉野	—	—	準備会設立	運営協議会設立

佐賀地域経済研究会 地域課題調査報告書 第2号

編集・発行 佐賀地域経済研究会

事務局 佐賀大学経済学部地域経済研究センター

〒840-8502 佐賀県佐賀市本庄町1

TEL 0952-28-8474 FAX 0952-28-8454

発行年 2011年（平成23年）3月

印刷 (株)昭和堂

